

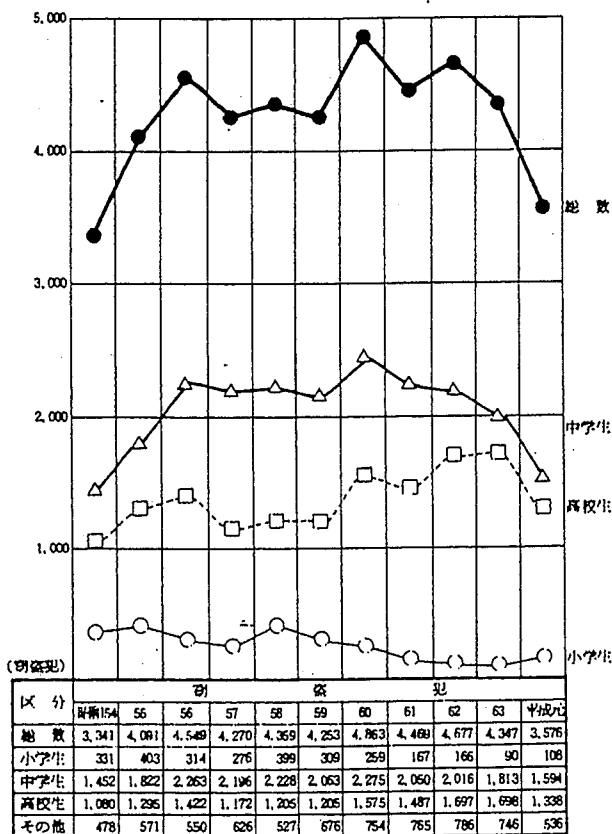
窃盗・万引

平成2年4月 広島県教育委員会

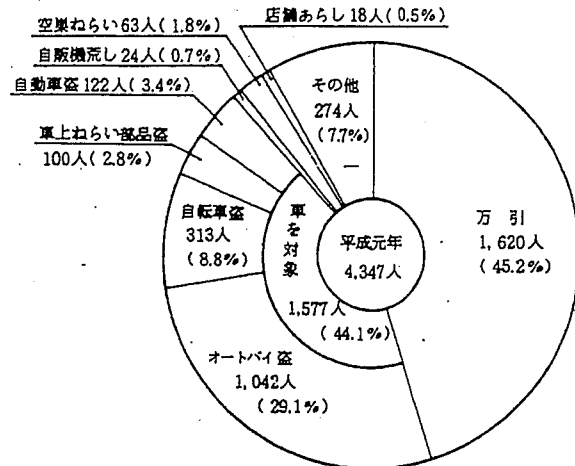
1. 窃盗・万引の実態

(県警資料から)

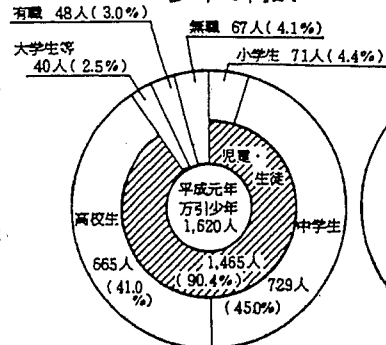
(1) 年次別推移



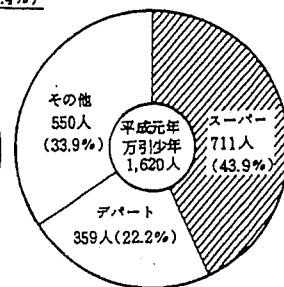
(2) 窃盗の内容



(3) 万引をした少年の内訳



(4) 万引の場所



2. 窃盗の動機

(5) その他の傾向

- ア 刑法犯少年の約75%が窃盗である。
- イ 少年の万引きの半数以上が単独で行われたものである。
- ウ 万引で補導された少年の約9割が初めてのときに補導されている。
- エ 万引をした少年の男女別では、女子が約6割、男子が約4割を占めている。
- オ 少年の車への関心を反映してオートバイ盗が増加傾向にある。
- カ 5,000円未満の品物を万引した事例が半数以上を占めている。

(1) 盗みのスリルを味わうもの

特定の物を所有することが目的ではなく、盗むことの冒険とスリルを楽しみ、成功感を味わうことが目的のタイプ。この種の場合は集団で行われることがほとんどで、集団心理によって極めて大胆な行動をとることが多い。

(2) 自己顕示欲によるもの

学校や家庭での生活で、正当に自己の存在を示すことができないような場合に、盗みによって自己を誇示することがある。これが仲間から認められると一層拍車がかけられ、ますます深みにはまるようになる。

(3) 自己の所有欲をみたすためのもの

現在の社会には多数の品物がはん溢し、人々の所有欲をかきたてている。また、物に対する価値意識が低くなっている。自己抑制力が弱い場合、自己の所有欲のままに品物に手を出す事例が多い。

(4) 心理的な原因から発生するもの

親子、兄弟関係など人間関係の障害から発生する場合がある。人間関係からの不満や不安があって、意識的、または無意識的に報復的な行為として盗みをした事例もある。

3. 指導の実際

事 例

(1) 概 要

10月中旬、高校2年生A子の生活態度について個人指導をしている際に、3年生B男からジバン、装飾品などをプレゼントしてもらっていることが分かった。それに関してB男を指導していくにつれて、それらの品物が万引されたものであり、B男のクラスのC男、D男も常習的に万引をしていることが判明した。市内の商店だけでなく、日曜日にはE市やF市のスーパーマーケットやデパートで、2人又は3人で万引を行っていた。さらに盗品を自分の部屋に飾ったり、友人に与えたりしている状況もあった。こうしたことを当該クラスの一部の生徒は知っており、大きなうわさになる寸前であった。

(2) 生徒について

ア B男

入学当初から生活態度が乱れ、遅刻、早退、欠課、異装などの問題があり、指導を継続してきたが、十分に改善されなかった。母と姉と本人の3人家族で経済的には安定していた。B男は過保護に育てられており、日常の行動に「甘え」があり、「このくらいは」とか「なんとかなるだろう」といった安易な生活態度がみられた。

イ C男

無口で温和な性格であり、クラス内では目立たない存在で、自分から積極的にリーダーシップをとるタイプではなかった。

両親は子どもの生活には干渉せず、放任に近い状況であった。母親はC男の室内に見えない品物があることに気づいていたが、そのことについて問いただすことはしていなかった。

ウ D男

気が小さく付和雷同的に行動するところがあった。父親の指導力が弱く、子どものことは母親に任せきりであった。母親は細かい点まで口やかましく干渉するタイプであり、D男に対し期待過剰の面があった。しかし、D男の学習成績は思うように向上せず、D男はそのことに大きな悩みをもっていた。

(3) 要因の推察

ア 3人とも最初の万引(2年生のとき)に成功して以来、「スリル」と「得をする」という意識によって常習化していき罪の意識が希薄になった。(早期発見、早期指導の大切さを物語る。)

イ 過保護、放任、期待過剰と内容こそ違うが3人の家庭はいずれも子どもの養育態度に問題があり、耐性の不足、欲求不満、情緒不安定などをもたらす状況があった。(家庭における望ましい人間関係の大切さを物語る。)

ウ 当該クラスの一部の生徒で3人のことがうわさになりながら、それをクラスの仲間の力によって正すことができなかったクラスづくりの弱さや、このことに気づき、適切な指導を進めることのできなかった等、ホームルーム指導や、生徒理解の面で不十分な点があった。(真の友情に支えられたクラスづくり、心のひだにふれる生徒理解の大切さを物語る。)

(4) 生徒への指導

ア 本人たちに行為に対する社会的責任の重さを認識させるため、本人、保護者、担任、生徒指導部が関係業者を訪問して謝罪した。

また、万引が法を犯すものであることを認識させるため、指導に当たっては警察署の少年係と慎重な配慮のもとに連携をとり、本人、保護者、学校が共に反省する機会をもった。

イ 家庭反省をさせるなかで、今までの生活態

度について考えさせるとともに、社会規範と個人とのかかわり、人間の弱さ、人間としての誇りなどについての読書指導を行い、反省日誌を書かせ、行動のあり方、人間の生き方などについて指導した。

ウ その間、ホームルーム指導では、労働の尊さ、「商品」のもつ意義を考えさせるとともに窃盗の反社会性を明確にして今回の問題を他人ごととせず、自らの問題として考えさせる指導を行った。また、クラスでB・C・D君をどう支えていくかについて指導した。

エ 3人に対し進路について考えさせ、そのためにこれから為すべき課題を明確にするよう指導、援助を行った。反省後は毎日の努力目標を設定させて、担任が各教科担任と連携し、それをやりきらせる指導を継続的に行った。

オ 現在、B男は就職、C男、D男は進学し、それぞれ目標に向かって努力している。

(5) 指導上配慮した点

ア この問題を機に学年会、生徒指導部の提起によって担任、副担任の連携の強化について共通理解がなされた。

イ 事実の確認にあたっては、担任、生徒指導部が連携して教育相談的な態度で生徒に接し、一方的説論にならないように配慮した。

ウ 家庭訪問をくり返すなかで、教師と保護者が心を開いて話し合い、生徒の立ち直りを図るためのお互いの課題について確認し合った。

エ 校内研修においてこの事例をとりあげ、問題行動を未然に防止するための日常の生徒指導の在り方について研修を行った。

4. 指導上の留意点

(1) 心のふれあいを大切にする指導

ア 各教師は、教科指導やクラブ活動などの指導において児童生徒とのふれあいを深め、児童生徒のものの見方、考え方、行動の実態等を日常的に把握し、学級担任との連携の中で適切な指導を行う。

イ 教育相談などによって、児童生徒の心理的葛藤や悩み、願いを的確に把握してそれに応える指導を充実する。

ウ 学級担任は、家庭との連携を緊密にして、児童生徒の家庭での生活実態を十分に把握し、それに基づいて家庭や学校がそれぞれの課題を明確にして取り組む。

(2) 学校生活を充実させる指導

ア 万引をした児童生徒の中には、将来への展望が確立されていない者が多くみられる。この点に留意した個別指導を充実し、児童生徒に目標をもたせ、学業に専念させるための指導や援助に努める。

イ クラブ活動や部活動への積極的な参加をすすめる、児童生徒のエネルギーを正しく発散させる。

ウ 学級・ホームルーム指導等において、人間としての生き方、社会規範と個人のかかわりなどを教材化して、道徳的実践力を身につけさせる。

エ 学級・ホームルーム活動、児童・生徒会活動を充実させ、児童生徒の学校や学級への所属感を高める。さらに、友情や連帯心を養い、学校生活に生きがいをもたせる。また、まちがったことは許さないという集団の教育力を高める。

(3) 校外生活の健全化を図る指導

校外生活の望ましいあり方について日常的に指導する。また、長期休業中や試験終了後などの健全な過ごし方の指導に留意し、誘惑や衝動的欲望に負けない自省心の大切さを指導し実践させる。

(4) 学校と家庭との連携による指導

ア 学校通信、PTA通信、地区懇談会、クラス懇談会などで、今日の問題行動の実態などを知らせるとともに、学校の指導方針の周知徹底を図る。また、保護者の在り方などについて啓発活動を推進する。特に、保護者として子どもの持物、服装の変化、部屋の状況、友人関係、帰宅時間、生活のリズムなどを十分に把握してもらい、学校と協力して一貫した指導を進めてもらうよう理解を求める。

イ PTA関係の諸会合を活用して、青少年の

心理や、しつけの在り方についての理解を深め、家庭の教育力を高めるようにする。

- (5) 校外指導の推進と関係諸機関・団体との連携
ア 校外指導連盟、学警連、生徒指導連絡協議会、少年補導協助力などと連携して、校外指導を積極的に進めるとともに、互いに協力して環境の浄化に努める。
イ 学校独自の指導計画を立て、盛り場、スーパーマーケット、商店街などを中心に校外指導を

行う。

ウ 地域のデパート・スーパーマーケットなどに対しては青少年健全育成の観点から「声のかけあい運動」「特定フロアへの店員の配置」などを要請する。

また、営業上の配慮などによる穏便な措置が常習化の原因となることが多いので、早期指導の重要性からも、たとえ軽微なものであっても学校へ連絡するよう依頼する。

「窃盗」など問題行動を防止するためのチェックポイント

1. 学校の指導態勢について

- (1) 学校の指導方針について全教職員の共通理解が図られているか。
- (2) 組織的な指導態勢ができているか。
- (3) 各部、各学年、各教師の校内連携は円滑に行われているか。
- (4) 校外指導計画が立てられ、全教師で取り組む態勢ができているか。
- (5) 児童生徒を積極的に学校行事やクラブ活動などに参加させるための取組みが行われているか。
- (6) 授業への興味や関心を深めるための研究実践が組織的に進められているか。
- (7) 校内で生徒指導に関する事例研究会を定着させ、児童生徒が窃盗など問題行動に至る原因、背景などについて学習を深め、その指導方法等について研修をすすめているか。
- (8) ホームルーム・学級指導などで窃盗が罪であることを認識させる具体的な指導を行っているか。
- (9) 欲望をコントロールする自制心を培うことや、社会生活を送るうえでのきまりの大切さを自覚させる指導を行っているか。
- (10) 関係諸機関・団体や家庭・地域との連携は緊密に行われているか。

2. 児童生徒理解について

- (1) 家庭生活について
 - 児童生徒が家庭生活に対する不平や

不満をもっていないか。

- 保護者の養育態度に子どもの発達を阻害するような面はないか。
- 子どもの家庭内外の生活を保護者が十分に把握しているか。

(2) 学校生活等について

- はっきりした生活の目標や計画をもって生活しているか。
- 欲求不満や劣等感などいろいろな悩みから学校生活に不適應を起こしてはいないか。
- 自制心に欠け規則や約束を平気で破るようなことはないか。
- 学習に対する集中力を失っていないか。
- 学校行事、ホームルーム・学級活動、生徒会活動など集団的な行動を避けるような面はないか。
- 帰宅時間が不規則であったり、無断で外泊したりするようなことはないか。
- 服装や髪型などの急激な変化はないか。
- 校外の「非行グループ」(暴走族など)と関係をもっていないか。

3. 事後の指導について

- (1) 児童生徒を立ち直らせるという観点に立つ事後指導について共通理解を図り、組織的継続的な指導が進められているか。
- (2) 児童・生徒会活動、ホームルーム・学級会活動の充実によって自らの問題を自らで解決していく集団の教育力が培われているか。

シンナー等の悪用

平成2年4月 広島県教育委員会

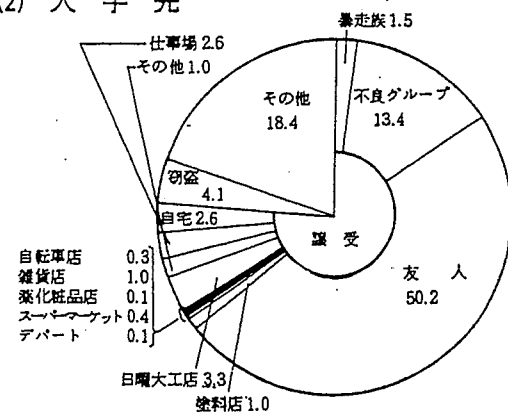
1. シンナー等の悪用の実態

(県警資料から)

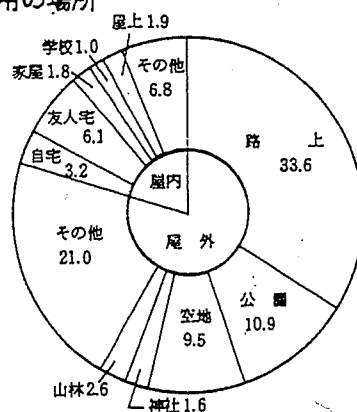
(1) 年次別推移

年	昭和55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元
総 数	487	687	846	751	895	957	872	946	1,300	978
生 徒										
中 学 生	125	179	186	153	219	203	141	201	220	187
高 校 生	102	119	166	128	126	151	136	170	215	157
その他の学生	8	18	21	17	22	13	23	14	24	21

(2) 入 手 先



(3) 悪用の場所



2. 指導の実際

事例A

(1) 概要

A男(高2)は、1年の2学期ごろ友人がシンナーを悪用しているのを見て、自分も接着剤などを吸うようになった。

2年の夏休み前から急に生活態度が乱れ、夏休みには単車を乗り回し、グループでシンナー悪用をするようになった。また、シンナーを手に入れるため塗装店に盗みに入ったこともある。

(2) 指導経過

2学期に入り退学したいと担任に申し出る。担任はこの時はじめてA男がシンナーを悪用していることを知った。

担任は、シンナー悪用の恐ろしさをA男に話し

て聞かせ、両親と相談して、A男がシンナーの誘惑に負けなくなるまで家庭で治療等をさせることにした。

また、グループとの交際も止めさせるよう指導した。

約1ヶ月後、グループの1人が交通事故で重傷を負うという事件が起こり、A男はシンナー悪用による暴走行為の恐ろしさを強く感じた。

このころからA男の生活態度も徐々に改まり、学校生活を続けたいというようになった。

そこでA男を登校させるようにし、登下校のときには担任等が同伴してグループの誘惑からA男を守るようにした。また、放課後には毎日担任のところへ来て、その日のできごとや感じたことなどを話させるようにした。A男は次第に心を開いて過去の行動について話すようになった。そして、

これからの生活について、自分なりの考えを持つようになった。

(3) 考 察

- ① A男がシンナーを悪用するようになったときには、すでにいろいろな問題行動を繰り返していた。A男の生活態度の乱れや、学習意欲の減退等に注意を払うとともに、喫煙、単車による暴走行為等の問題行動を早期に把握して適切な指導を行う必要があった。
- ② A男とシンナー悪用をしていたグループのメンバーは、中学時代の友人であった。そのため、中学校との緊密な連携によるグループの指導が必要であった。
- ③ 2年生の春休みに塗装店でアルバイトをしていた。シンナー等を扱う機会の多いアルバイトについては、業者との連携を図るなど、慎重な配慮が必要であった。
- ④ 担任がA男のシンナー悪用を知ったのは相当進んだ段階であった。担任による平素からの家庭への働きかけが必要だった。
- ⑤ シンナー悪用の弊害についてホームルームで指導し、A男を支えるホームルームづくりを進めた。このことがA男の立ち直りの上で大変効果的であった。

実例B

(1) 概 要

B男(高3)がシンナーを持ち歩いているという情報をつかんだ担任は、早速家庭を訪問してB男の指導について両親と相談した。

しかし、両親は、B男のいうことを信じて、かえって担任に反発するような態度であった。

それから一週間後、昼休みの教室で顔は青白く目はすわり、シンナーの臭いをさせているB男を発見した。

担任と生徒指導部の教師は、B男を保健室につれて行き、養護教諭に手当てをしてもらった。また父親に来校を求め、B男の指導について話し合い、当分の間、家庭で反省させることにした。

しかし、その4日後には、公園で友人とシンナーを悪用しているところを補導された。

(2) 指導の経過

- ① 家庭での反省中にもかかわらずシンナーを悪用したことを重視し、B男の指導にあたっては、どこまでも生命を大切にすることを基本に、立ち直らせていくという考え方で組織的に取り組んでいくことにした。

ア 今後は一定期間、学校で特別指導する。

イ 担任、養護教諭、生徒指導部(カウンセラー)クラブ顧問等が連帯を密にして、シンナーに溺れているB男の内面にある問題をできるだけ掘り起こし、教師との信頼関係をつくりながら指導する。

- ② 専門機関の診断を受ける。

担任・養護教諭・B男で専門機関を訪ね、医師の診断を受けた。

診断の結果、次のようなことがわかった。

ア 精神的な依存から発生したものである。

(ア) 自分では止めたいと思っているが止められない。

(イ) 誰か、自分を真に理解してくれる者はいないかと一生懸命訴えている。

(ウ) 幼児期にたっぷり親に甘えたことがなく、しっかりしているようで精神的には未熟な部分がある。

イ 中毒の状態までは、進んでいない。

ウ 保護者、教師がB男の願いを的確に受けとめ、かかわっていけば必ず治る。

- ③ 診断結果を手がかりに、今までの取り組みの不十分な点を検討し、その後の指導にあたった。

ア 教科担任は、マンツーマン方式の補充授業をし、B男との人間関係をつくるようにした。

イ 養護教諭は、B男の日々の健康状態を観察するとともに相談活動を行った。

ウ クラブ顧問は、担任との連携を密にして、B男の学校生活が充実したものになるようクラブ活動の指導にあたった。

エ 全校生徒及びB男のクラスの指導を行う。シンナー悪用防止に関する映画を見せ、それにもとづくクラス討議を行った。

オ 保護者への相談活動を行う。

担任、養護教諭、教科担任、生徒指導部

(カウンセラー)、専門医との連携のもとに、家庭でのB男の指導について相談活動を進めた。

- ④ B男は、家庭でも次第に落ち着きを取りもどし、「シンナーを吸うのは自分が弱いからだ。自分がもっとしっかりしなくてはならない。」など、自分の考えを話すようになった。

父親は、部活動が終わる頃には来校し、B男の部活動の様子を見ながら、顧問や担任と話し合い、家庭での指導を続けた。

- ⑤ B男は高校を卒業して会社に就職し、営業関係の仕事に励んでいる。

(3) 考 察

- ① 早期発見に努める。

生徒の徴候に気づかず、問題行動を起こしてから気づくのでは、指導がおくれてしまう。

シンナー等の悪用の機会は、校内よりも校外のほうが多く、グループで悪用していることが多い。そのため

ア 日頃から、遅刻・早退・欠席等に注意をはらい生活態度の変化を把握する。

イ 校外指導に当たっては、地域・関係諸機関の協力を得て問題の早期発見に努める。

- ② 家庭の人間関係、特に親子関係について配慮する。

B男の場合、幼児期の親子関係に問題が見られた。教師は、家庭における親子関係にも配慮し、保護者に愛情あるしかも厳しい養育の在り方について助言することが大切である。

- ③ 家庭との連携を密にする。

B男の場合、最初、両親が担任の話を信用しなかったことが問題の解決を遅らせている。日頃から家庭との連携を密にして相互の信頼関係を確立しておくことが大切である。

- ④ 組織的な取り組みを進める。

担任だけでなく、養護教諭、生徒指導部(カウンセラー)、教科担任、クラブ顧問などが相互に連携をとりながら組織的に取り組む必要がある。

- ⑤ 専門機関との連携を図る。

B男の場合、専門機関の診断が指導の大きな手がかりになった。必要に応じての連携や

相談が大切である。

- ⑥ 全体への指導とクラスの仲間づくりをする。

医師の講演、映画などをもとにしてクラス討議を行い、生徒の自覚を高めるとともに、それを機会にクラスの仲間づくりを進めることが大切である。

3. 指導上の留意点

シンナー等を悪用する児童生徒に対しては、一人一人の実態に即した個別指導が大切である。その際、一人一人の内面的な問題についての理解に努めるとともに、友人・家庭・関係諸機関の協力・援助を求めながら組織的に取り組む必要がある。

- (1) シンナー等の有害性を理解させる

専門家の助言を得ながら、シンナー等の有害性について正しく理解させ、その悪用を断ち切らせるよう指導する。その際、スライド・映画・ビデオなどの視聴覚教材を用いるのも効果的であろう。

- (2) 生活に目標をもたせ、生活態度の改善を図る

シンナー等を悪用するに至った要因・背景などを把握して、その児童生徒に応じた指導の在り方を検討し、生活態度の改善を図るようにする。その際、次のような点に留意することが大切である。

- ① 教師は生徒理解に努めながら、児童生徒自身に自分の行動を厳しく見つめさせるようにする。

- ② 級友やクラブの仲間などとの望ましい集団活動を促し、そのなかで、自分の存在感や充実感を体得させるようにする。

- ③ 家庭にあっては、規則正しい生活をさせるとともに、親子関係など家庭における人間関係の改善を図るよう援助する。

また、家庭でのシンナー等の取り扱いや、保管についても特に注意するよう指導する。

- ④ 「非行グループ」をつくっているときには、その交友関係の改善を図るよう指導する。

- (3) 医療機関との連携を図る

発見が遅れ、シンナー等への依存が進むと、精神的・身体的に障害が生じている場合もある。

このような場合には、医療機関等との連帯を図り、適切な指導に努める。

- (4) その他関係諸機関・団体等との連帯を図る
シンナー等の悪用やその入手を防止するために、

警察、シンナー等取り扱い業者、PTA等との連帯を図る。

シンナー等悪用早期発見のチェックポイント

○ 学校・家庭ともに

- (1) 顔色が青白く、眼がどろんとして生気を失った様子はないか。

- (2) 倦怠・脱力感に陥り、無気力・無関心な様子は見られないか。

- (3) 理由もないのにマスクや包帯を常用することはないか。

- (4) 手の甲やかかと、首などにやけどのあとはないか（感覚の度合いをタバコ・マッチなどでためすため。）

- (5) 衣服や吐く息に揮発性のにおいはしないか。

- (6) あきっぽくなったり、怒りっぽくなったり、物におびえたり、疑い深くなったりするなど性格的な変化は見られないか。

- (7) ふらふらしていたり、ろれつがまわらなくなるなどの様子は見られないか。

○ 学校では--

- (1) 理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退等が多くなってはいないか。

- (2) 授業中、注意力が散漫で、活気に乏しく、よく居眠りするといった様子はないか。

- (3) しばしば保健室をたずね、医薬品や休養を求めたりすることはないか。

○ 家庭では

- (1) 帰宅・外出時間など日常生活が不規則になり、不信な外出や外泊などが多くなってはいないか。

- (2) 家族の知らない友人と遊ぶようになったり、友人の名前をかくしたがる様子はないか。

- (3) 小遣いの使途が不明になったり、お金をよくねだるようなことはないか。

- (4) 家族との接触を避け、自分の部屋に閉じこもりがちになったりすることはないか。

- (5) 部屋にシンナーや接着剤などがあつたり、ビニール袋、空かん、空びんなどが放置されていないか。

〔シンナー等悪用防止についての相談機関〕

- ・ 県業務課、保健所、県立精神保健センター
- ・ 県警察本部少年課、警察署防犯課
- ・ 児童相談所、福祉事務所、青少年補導センターなど。

〔シンナー等悪用防止啓発用フィルム・スライドなどの貸し出し〕

- ・ 広島県防犯連合会
TEL 082-228-0111 内線2510
- ・ 青少年育成広島県民会議
TEL 082-228-2111 内線2066
- ・ 広島県薬物乱用対策推進本部
TEL 082-228-2111 内線2461

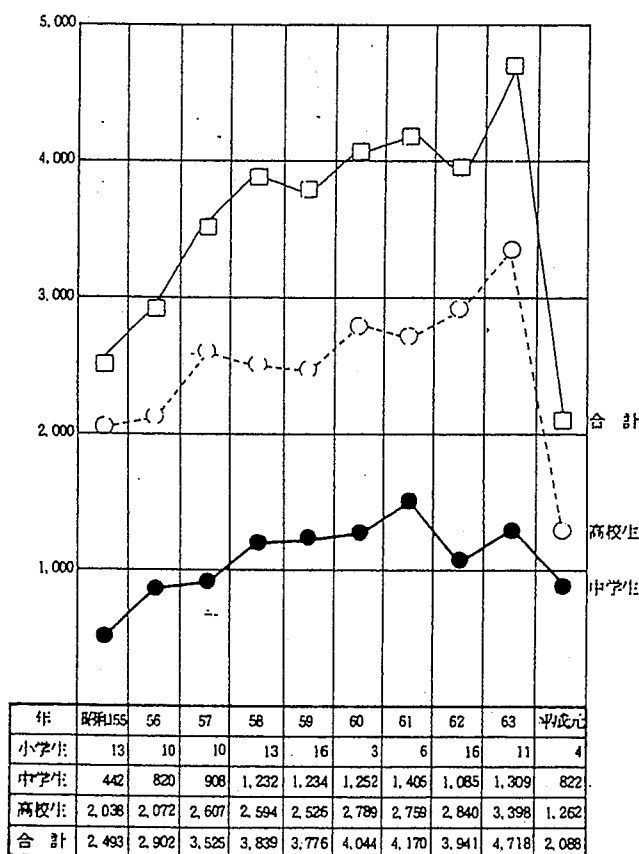
喫煙

平成2年4月 広島県教育委員会

1. 喫煙の実態

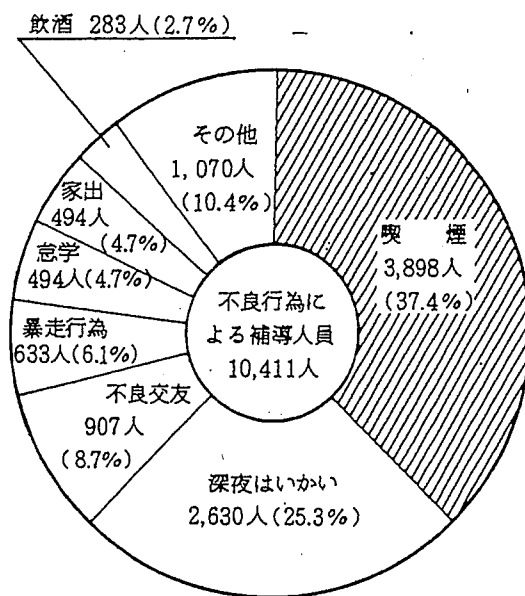
(県警資料から)

(1) 年次別推移



(平成元年、統計の基率が変更される)

(2) 喫煙の占める割合



(3) 特徴的な傾向

- ア 低年齢化と常習化の傾向が著しい。また、女子の喫煙の増加傾向がみられる。
- イ 喫煙の動機は、「好奇心」が最も多く、次いで「何となく」、「友人にすすめられて」などが多い。
- ウ 孤独感、不安感からの逃避、欲求不満の解消、自己顕示の手段等から喫煙をはじめる実態もみられる。
- エ 喫煙を悪いことと意識していない生徒が増加している。

- オ 保護者の喫煙に対する認識が甘く、喫煙に対するきちんとした指導ができないまま経過している実態がみられる。
- カ 喫煙場所は、自室、友人宅、喫茶店、公園、学校、電車等である。
- キ 喫煙の有害性について漠然とした知識はもっているが、身体にどのように悪い影響を及ぼすかについて十分に理解していない。
- ク タバコの入手は、自動販売機によるものがほとんどで、他に、先輩・友人、家庭等である。

2. 指導の実際

事例

(1) 概要

5月の中旬頃、教師が校内を巡回指導していたところ、便所の中で、1年生のA男、B男の二人が喫煙しているのを発見した。学校での喫煙は今回が初めてではなく、入学後、プール下の空室や体育館の裏などで喫煙していたとのことであった。また、当該生徒の話から喫煙が校内にかなり蔓延している実態が判明した。

(2) 生徒について

ア A男

中学2年の時、自宅の部屋で友人数人と好奇心から、家にあった父親の煙草を吸ったのが喫煙のはじめであった。最初のうちは、主として、友人と一緒にときだけ興味本位で喫煙する状態であったが、次第に常習化して、気持ち落ち着かなかったり、疲れたりしたときなどに喫煙するようになった。中学校のとき、一度、指導を受けたがやめることができなかった。高校に入学した解放感や友人が喫煙しているのを見て、1日に10本以上喫煙する状態になった。両親はA男の喫煙について知っていたが、放任に近い状況であった。

入学当初から、生活態度の乱れ、学力の遅れ、遅刻、服装を守らないなどの問題があり、指導を継続していたが十分に改善されなかった。

イ B男

今回が3回目の喫煙であった。付和雷同的に行動しがちで、自律性、忍耐力などにも欠ける面があった。高校に入学して、A男と友人になり、自分も喫煙ぐらいやらないと対等に付き合えないという気持ちをもって喫煙をはじめた。

(3) 要因の推察

ア 喫煙の動機は、好奇心や友人からの影響等によるもので、最初、軽い気持ちから喫煙するようになり、本人の日常の生活態度や友人関係などから常習化している。また、喫煙がも

たらす成長期の身体への有害性や法的に禁止されている理由等について十分に理解をしていなかった。

イ 保護者が子どもの生活を十分に把握して、平素、生活のあり方について話しあい、基本的なしつけを指導していくことに欠けている面があり、放任状態に近いものであった。また喫煙について保護者が気づいても、そのことを厳しく指導することができなかった。

ウ 当該生徒のみならず、他にも喫煙している生徒もおり、クラスや学校全体に「喫煙ぐらいは」という雰囲気があった。

また、学校も「喫煙防止」に焦点づけた実態の把握、指導内容・方法などを明確にした指導態勢が十分に確立されていなかった。

(4) 指導経過

ア 当該生徒・保護者に対し、成長期における喫煙の有害性や法的に禁止されていることを参考図書、資料等を用いて指導した。

イ A男については、喫煙が常習化しているため、特に長期にわたって継続的に指導をすすめた。はじめは、「どうせ煙草はやめられないから学校をやめる」、「みんなも喫煙しているのに、自分だけ見つかって運が悪い」など反抗的な態度をとり反省がほとんどなかった。

そこで喫煙問題を生徒の生活全体の中から、とらえることとし、学習上のつまずきや日常の生活のあり方、さらには、将来の進路等について指導した。特に、学習上の問題を克服するために、担任、生徒指導担当者、教科担任が連携をとり、学習計画をたてさせるとともに、個別指導を継続した。最初は、「勉強がわからない」、「しんどい」といって投げやりな態度を示していたが、指導を継続していくうちに教師との信頼関係が確立され、次第に、「煙草をやめようと努力しているがなかなかやめることができない」、「意志が弱くてめだ」などと自覚し、苦しみながら喫煙を克服していった。

ウ B男は初期的な喫煙であったが、日常の生

活態度における自律性や計画性に欠ける面があったので、日常生活を反省させ、学習、クラブ活動、余暇の利用等に計画的に取り組ませ、節度とリズムのある生活態度を確立するよう指導した。

エ 二人とも学校生活に不安や悩み、あるいは不満等がありながら、そのことの解決の方法が見つからず逃避していた面があったので、学校生活における課題を明確にさせ、毎日の努力目標を設定させて、それを実行させる指導を継続的に行った。また、真の友人としての在り方について考えさせた。

(5) 指導上配慮した点

ア 喫煙に対し、単に、防止のための指導に限定するのではなく、喫煙の動機、常習化した理由などを、生徒の生活全体の中から具体的に把握することに努め、一つ一つの課題を明確にして、その解決に向けて、保護者と緊密に連携して継続的に取り組んだ。

イ 保護者が子どもの悩みや問題点について把握しておりながらも、学校の指導の在り方が十分に分からないため、学校に相談できず、問題解決の方途が見つからないまま、経過していた面があったので、学校の指導方針の理解を深めさせ、担任と家庭との連携の緊密化を図った。

ウ この問題を契機にして、喫煙問題をその年度の生徒指導重点課題としてとりあげ、喫煙防止指導に対する教職員の意識統一を図り、学級担任、学年会、教科担任等が連携して学校全体で取り組みをすすめた。

3. 指導上の留意点

(1) 成長期にある児童生徒の身体に対する喫煙の有害性について、図書、視聴覚教材、理科の実験等によって科学的に認識させていくことが重要である。また、自らが社会の一員であるという自覚を深めさせ、喫煙禁止の法律の趣旨を理解させることが大切である。

(2) 「喫煙は許さない」という学校の姿勢の確立

が重要であり、そのために、喫煙防止指導についての研修と教職員全体の共通理解が必要である。また、学級・ホームルーム活動、児童・生徒会活動等で喫煙問題を取りあげるなど児童生徒の自主的な取り組みをすすめることが大切である。

(3) 喫煙は好奇心や友人の影響等が直接の動機となっているが、当該児童生徒の生活全体の中からその要因を考察すると、自己の存在を訴えるための手段であったりする場合が多い。

また、学習のつまずきや学校生活への不適応による疎外感や脱落感によって、喫煙をするようになっている実態もある。

したがって、学習上のつまずきや生活上の悩みを的確に把握し、課題を明確にして、継続的な指導を行い、規律ある生活習慣を確立させるとともに、学習や部活動等に積極的に参加させ、児童生徒が自分の能力を十分に発揮し、学校生活に目的と生きがいをもたせることを喫煙指導の基本におくことが大切である。

(4) 喫煙防止の指導にあたっては、家庭環境や保護者の考え方が非常に大切である。そのため、家庭との緊密な連携をとりながら、信頼関係を確立し保護者と協力して、綿密な指導をしていくことが大切である。また、学校通信、PTA通信、地区別懇談会、学級懇談会などで喫煙の実態などを知らせるとともに学校の指導方針の周知徹底を図ることが大切である。

特に、保護者として、友人関係、帰宅時間、部屋の状況、生活のリズムなどを十分に把握して学校と協力して一貫した指導を進めてもらうよう理解を求める。

(5) 校外生活における望ましい在り方について日常的に指導する。特に、休暇中などの健全な過ごし方の指導に留意し、衝動的な好奇心や誘惑に負けない自己の確立の大切さを指導する。

(6) 校外指導連盟、学警連、少年補導協会員などと連携して校外指導を積極的にすすめるとともに、互いに協力して環境の浄化に努めることが必要である。

喫煙防止指導のチェックポイント

1. 学校の指導態勢について

- (1) 喫煙についての指導方針について全教職員の共通理解が図られているか。
- (2) 各校務分掌,各学年,各教師の校内連携が円滑に行われているか。
- (3) 指導計画が立てられ,視聴覚教材等の関係資料が整備されているか。
- (4) 学校以外の児童生徒の生活の実態が把握されているか。
- (5) 学級・ホームルーム活動などで喫煙について具体的な指導を行っているか。
- (6) 学習のつまずきや遅れをとりもどすための研究実践が組織的にすすめられているか。
- (7) 喫煙に至る原因,背景などについて学習を深め,その指導方法等について研修をすすめているか。
- (8) 健康を大切にする指導を積極的にすすめているか。また,社会生活を送るうえでのきまりの大切さを自覚させる指導を行っているか。
- (9) 学校内が整理され,美化が徹底しているか。
- (10) 家庭に対して啓発活動をすすめているか。

2. 生徒理解について

- (1) 家庭生活について
 - 児童生徒と保護者との間に信頼関係が確立されているか。
 - 喫煙は許さないという保護者の養育態度が確立されているか。
 - 子どもの家庭内外の生活を保護者が十分に把握し,指導しているか。
- (2) 学校生活等について
 - 学校生活に目標や計画をもって規則正しい生活をしているか。
 - 学習のつまずきなどの悩みから学校生活に不応を起こしてはいないか。
 - 悩みをもった児童生徒が互いにもたれあったグループを形成していないか。
 - 学習に対する集中力を失っていないか。
 - 学校行事,ホームルーム・学級活動,児童・生徒会活動など集団活動に積極的に参加しているか。
 - 校外の友人,先輩等と節度のある交友をしているか。
 - 授業への遅刻・欠課はないか。

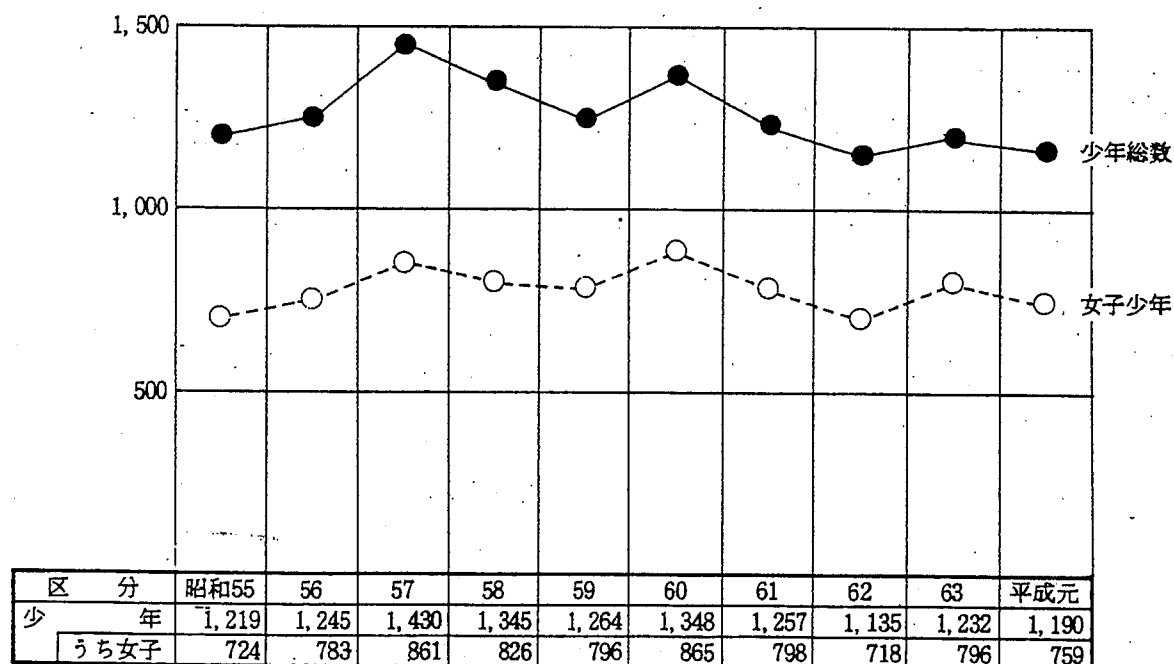
家 出

平成2年4月 広島県教育委員会

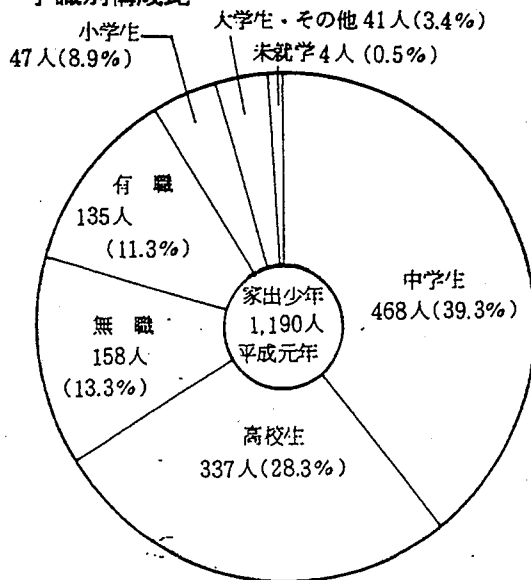
1. 家出少年の状況

(県警資料から)

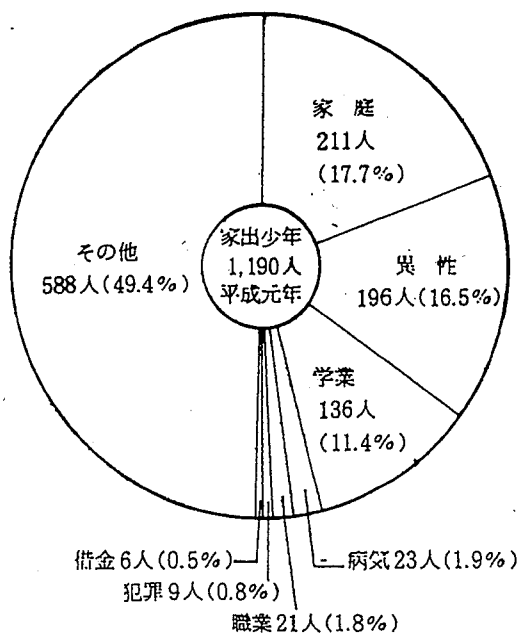
(1) 捜索願受理の年次別推移



(2) 学識別構成比



(3) 原因別構成比



2. 家出とその指導の視点

家出を原因・動機の観点から分類すると次のような型に分けることができる。

- (1) 家庭や学校等のトラブルから逃れようとする逃避型。
- (2) 大人などに誘われ同調して家出したり、放浪・遊びぐせ等個人の性格的なものに起因する型。
- (3) 大人からの独立の要求が高まり、就職や結婚等何らかの目的をもった欲求指向型。

この中で一番多いタイプは、(1)の型で繰返し家出をするケースが多い。この型の家出は、本来生徒が最も安心して落着ける家庭や一日の多くの時間をすごす学校という生活の場を嫌い、逃避したり、反抗したりするので家庭や学校関係者が連れ戻しても再び家出することになる。広島県の場合、(1)の型が約50%を占めている。

(2)・(3)の型は、本人の性格的なものに起因し、認識の甘さや短絡的な思考などから、現実の生活よりも他の生活がよりよく思われ、未知の世界へのあこがれも加わって家出する。どちらにしても現状認識が甘く、自己中心的な行動の結果と考えられる。

次に、家出という事実は、生徒の成長発達にとって重大な阻害の要因になる。まず、発見がおくると往々にして自分を抑制できず、金のため、食べるためにあるいは快楽のためにという形で、窃盗や恐喝等の問題行動を重ねる場合がある。また、女子の場合は、性的な被害者になる確率が高く(約3割)、それを契機に問題が深刻化していく場合が多くみられる。

以上のような問題や見方をふまえ、家出少年のそれぞれのケースに即して、その原因・動機を十分把握・分析し、適切な指導方針を立てて、教職員の共通理解を図り、保護者との連携のもとに学校と家庭とで一貫した指導をすすめていくことが大切である。

3. 指導の実際

事例

(1) 概要

両親とも、仕事に忙しく、親子の対話はほとんどない毎日であった。

兄は、2年生ごろから異装し喫煙や万引を繰返した。性格はやや内向的。弟は、やや外向的で入学直後から同級生に暴力をふるい、やがて、喫煙や金品の強要をはじめ、上級生のグループとオートバイを窃盗したりした。

喫煙と万引等が発覚するたびに父親は体罰を加えた。そのため、父親に対する二人の反抗心は増大していった。三学期早々、二人は家出をし、親せきに立ち寄ったところを補導され、4日後に帰宅した。

(2) 背景・要因

- ① 両親はともに、かれらの行動についてほとんど知っていない。
- ② 父親は、世間体を気にし、体罰を加え厳しくしつけようとする。そのため、二人は、父親に対して不信感・反抗心を強く抱いていた。
- ③ 兄は消極的であり、また、弟は暴力をふるうために級友から孤立していた。
- ④ 暴力・万引・窃盗などに対して二人とも罪悪感に乏しく、善悪の判断力が弱かった。

(3) 指導経過

兄については、1年生の時は、家庭における父母との対話を働きかけた。また、父親には、「叱る」前に本人の気持ちを十分聞くよう要請した。万引や喫煙について、いつも原因や責任を父母や他人に転嫁させる傾向が強かった。問題行動が発覚すると、涙を流し素直に反省する面もあった。

弟の方は、入学直後からたびたび家庭と連絡をとり、家庭や学校での生活の在り方について指導を加えてきた。担任にはよくしゃべるが、父親の前ではほとんど話さず解決の糸口をみつけることは容易でなかった。

兄弟の行動は、外見では別々のようでも、かれらの行動の背景は共通しているという考えから、

人の担任が常に細かく情報を交換し、家庭訪問・個別指導を同時に行った。このことによって、学校として父母の考えを的確に把握でき、また、両親への指導助言に一貫性をもたらすことができた。このような日常的なきめ細かい指導の積み重ねが、家出及びその後の指導により結果をもたらすことになった。

両親は二人が家出しても、当初は、単に「叱られた」ことへの反発によるものと考えていた。しかし、本当の原因は、むしろ家族関係にあることを反省し、家族の対話、生活習慣の改善について真剣に考えるようになった。母親も朝一緒に起きて朝食をつくり、二人を送り出す努力をするようになった。また、常に、学校と連絡をとり、遅刻などの防止に取り組んだ。父親も、くどくどと叱ったり、体罰を加えることをやめ、二人の子どもと冷静に話し合い、どの点がどのように、また、なぜ悪いのかを一緒に考えていく姿勢をとれるようになった。両親のこのような変化に応じて、二人も変容をみせはじめ、「家出をしても何も解決しない」というようになった。

(4) 考 察

二人の問題行動や家出の背景・要因を的確に把握し、分析して、兄弟に対する両親の態度の変容をせまり、学校と家庭とが緊密な連携のもとに一貫性のある指導をすすめたこと。また、それらを可能にした条件として、日常的な細かい指導の積み重ねが行われていたこと。以上2点のことが、この兄弟の立ち直りに大きく寄与したと考えられる。

4. 指導上の留意点

(1) 児童生徒に対する指導

家出をする児童生徒は、一般に、性格的に弱く、忍耐力や集中力がなく、自己中心的傾向があり、現状認識に欠けている場合が多い。したがって

- ① 自律心を培うとともに、調和のとれたリズムのある生活を送れるようにさせ、とくに遅刻をしない、定時に帰宅する、無断外泊をしないなど、基本的生活習慣を養う。

- ② 社会性を育てるため、勤労体験学習やボランティア活動などに積極的に参加させる。
- ③ 善悪の判断力や自制心、公德心など道徳性を高める指導をあらゆる教育活動をとおして行う。

(2) 家庭に対する指導

家出をする児童生徒の家庭では、多くの場合、放任・過保護・過干渉などの養育態度に問題がみられ、児童生徒にとって家庭が安らぎの場ではなくなっている。したがって

- ① 家族がゆっくりと話し合える場をつくり、子どもがやすらげる雰囲気をつくる。
- ② 規則正しい家庭生活をする。
- ③ 安易に外泊をさせたり、子どもの友人を泊めさせないようにする。
- ④ 金銭の管理をきちんとする。
- ⑤ 服装・頭髮・化粧・所持品などの変化に十分気を配る。

(3) 学校における指導

学習のつまずきや友人関係のひずみなどに起因する家出のケースが多くみられる。したがって

- ① 多様化している児童生徒に応じた授業内容の構成や指導方法を工夫して、分かる授業を創造する。
- ② 学級やクラブに位置づけ、温かい人間関係を作る。
- ③ 児童生徒との日常的接触を深め、児童生徒理解に努め、とくに必要な児童生徒に対しては、教育相談を行う。
- ④ 家庭との緊密な連携をすすめる、学校と家庭での指導の一貫性をもたせる。
- ⑤ 思春期における発達の特徴についての理解や家出のもたらす結果について、具体的事例をもとに研修を行う。
- ⑥ 児童生徒の進路や学校生活の目標をもたせる指導をすすめるとともに、そのための指導計画や態勢づくりに努める。

(4) 家出した児童生徒への対応と指導

家出という事実がもたらす多くの問題を考えるとき、迅速に発見し保護することが重要なポイントになる。したがって、

- ① 家出が発生した時は保護者との連携をはかり、迅速に情報を収集し早期発見に努める。
(特別な事情がないかぎり、ほとんどその友だちが相談を受けているか、手助けをしているか、または、家出後に連絡を受けていることが多い。)
- ② 場合によっては、保護者から早急に所轄の警察署に家出保護願を出すよう指導助言する。

(5) 事後の指導

家出した児童生徒には、それぞれの原因・動機があり、それに焦点を合わせた事後指導が重要なポイントになる。したがって、

- ① 帰宅後は、温かい態度で接し、家出をしたくなった気持ちを十分聞きとり、本人の気持ちを整理させる。
- ② 家出の原因・動機については、時間をかけて多面的に把握し、学校や家庭における指導計画を作成し、家庭及び学校が一致した指導を行うよう努める。

家庭における家出防止のためのチェックポイント

- | | |
|---|--|
| ☐ 指導監督は十分か。 | ☐ 無断で外泊をさせていないか。 |
| ☐ 「叱る対話」になっていないか。 | ☐ 子どもへの期待が過剰ではないか。 |
| ☐ 規則正しい生活をしているか。 | ☐ 友人関係を十分知っているか。 |
| ☐ 必要以上のお金を持たせていないか。 | ☐ 異性との交際は健康的か。 |

いじめ

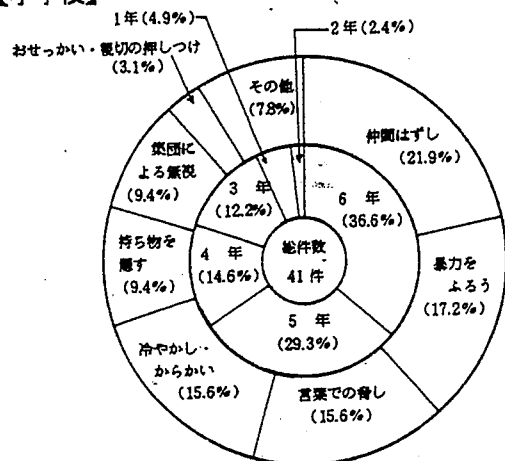
平成2年4月 広島県教育委員会

1. 「いじめ」の指導状況

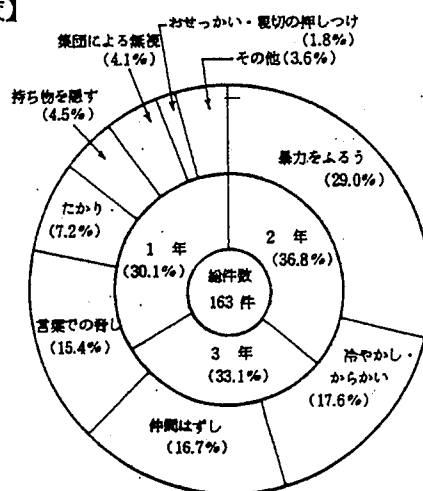
(昭和63年度文部省調査から)

(1) 本県における「いじめ」の件数・態様

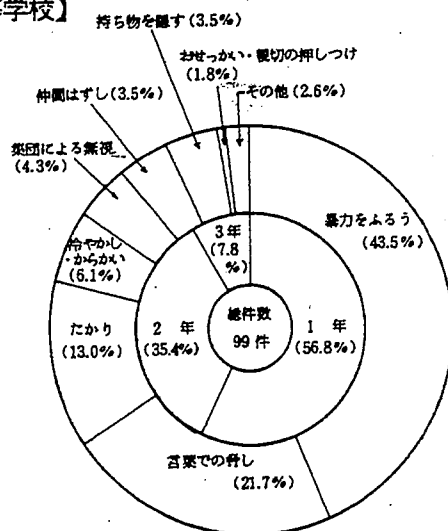
【小学校】



【中学校】



【高等学校】



※参考—全国

- ・1校当たり発生件数
0.8件（広島県0.3件）
- ・校種別多発学年
小学校 6年（36.6%）
中学校 2年（36.8%）
高等学校 1年（56.6%）

(2) 本県における「いじめ」の発見の端緒

小学生		中学生		高校生	
	%		%		%
①被害生徒からの訴え	31.7	①担任教師が発見	30.1	①担任教師が発見	28.3
②保護者からの訴え	22.0	②被害児童生徒からの訴え	25.2	②保護者からの訴え	24.2
③担任教師が発見	19.5	③保護者からの訴え	19.6	③被害児童生徒からの訴え	23.2
④他の児童生徒からの訴え	19.5	④他教師からの情報	12.9	④他教師からの情報	20.2

2. 「いじめ」の特徴と指導の視点

いじめは減少しているが、今日のいじめは、その特徴として、いじめ方が非常に陰湿で、内容が残酷なものになっている。度重なるいじめのために登校拒否や自殺に至るなど深刻な事態もみられ、看過してはならない。

すなわち、強い者が弱い者をいじめるというケースばかりでなく、いじめられた体験をもつ者が、より弱い者をいじめるというケースもみられ、しかも、日常化、長期化している場合もある。

また、集団いじめの傾向が見られ、不特定多数の集団が個人や少数をいじめるケースが多く、単に「いじめられる側」と「いじめる側」のみの問題でなく、それをとりまく集団状況の中で発生している。

いじめの対象は、おとなしい子ばかりでなく、集団のもつ雰囲気と合わない子どもである傾向もみられる。

このような特徴をもついじめの指導の視点として、次の2点をあげることができる。

- ① 「いじめ」は人権の侵害であり、人権の否定に直結する問題であること。
- ② 児童生徒の発達段階における自我の発達が未熟で、真の社会性がはぐくまれていないことに起因していること。

特に、思春期の児童生徒は、心理的に不安定な時期にあたり、発達上のつまずきが集中的に表れる時期でもあることの理解と配慮が必要である。

指導に当たっては、発達段階に応じて集団活動を工夫し、望ましい人間関係を育てることを通して、「思いやり」、「自他の尊重」の心情と態度を培う必要がある。

いじめの原因、背景は根が深く、学校、家庭、社会が一体となった取り組みが重要である。

学校としては、いろいろな面からいじめにつながる状況をチェックし、いじめの根絶に向けて取り組むべきである。

3. 指導の実際

事 例 - 金銭強要を伴ういじめ

(1) 概 要

Aは高校入学以来、同じクラスのBを中心とするいわゆる「ツッパリ」グループに使い走りさせられたり、金銭を繰り返し強要されたりし、応じない場合は、「ツッパリ」グループからはずされたり、暴力を加えられたりしていた。

Aは仕返しに対する恐怖心と自分に対するプライドから家族や教師にも訴えることができなかったが、お金を工面するために、他校の生徒を脅迫したことから、学校の知るところとなり、一連のいじめと金銭強要が発覚した。

Aは小学校時代からよくいじめられていた。中学校に入って、「ツッパリ」グループとして、教師に反抗したり問題行動を起こしていた。高校へは、本人の積極的な希望からではなく、家族のたっでの願いで進学した。

BはAとは出身中学校はちがうが、近隣の中学生の間では名の通った「ツッパリ」で、いつも数人の仲間を引きつれていた。

Aは入学当初、Bと張り合っていたが、間もなく、Bのグループに入った。仲間内では、立場が弱く、いじめの対象となっていた。

(2) 実態の把握

他校の生徒指導担当者からの情報にもとづいて、Aから状況を聞いたところ、恐喝の事実を認めたが、動機や金の使いみちについては要領を得なかった。それは、仲間を「チクッタ」(告げ口) ことで報復されることと家族に知れることを心配していたからである。

そこで、報復に対しては、万全の防止策をとることと、家族には、時期をみて話すことを納得させ、話を聞き出した。その中で、Aに対するいじめと金銭強要の全貌が一層明らかになった。

Aの話をうけて、緊急に生徒指導担当者と担任及び学年主任をメンバーに、教頭を中心とした指導チームがつくられ、Bを中心とする「ツッパリ」グループに対する状況把握に取りかかったが、状況把握は困難をきわめた。

また、保護者との連携のため、連日、家庭訪問し学校でも保護者と面談した。

(3) 指導の経過

状況把握の結果とクラスのアンケート等から、この事件に対する指導の視点として次の点を確認し、指導に入るようになった。

- ① Aは親思いの、やさしいところがあるが、家庭の事情で、人間的触れ合いが乏しかった。そこで仲間をもとめて、いじめられながらも「ツッパリ」グループに入ったが、いじめが強まるとともに、グループから離れたいと思っていた。

そこでAには共感的な態度で接し、人の温かさを感じさせるなかで指導する。そして、時期をみて、家族に事情を話し、連携していく。

- ② Bを中心とする「ツッパリ」グループは、中学校以来の結びつきが強いので、友人関係のあり方について、厳しく指導していく。その視点として、②いじめられている生徒の心情を理解させること、⑥保護者との共通理解を図って、一致した指導を行うことを確認した。

そこで、まず、家庭で反省させ、自分のやってきたことについての問題性を整理させる。その中で、両親とともに、Aの家を訪ね、謝罪させるとともに、いじめた生徒がそれぞれ自分達のやってきたことに対し、本当の整理ができ、自分の行為に対して、謝罪できる状態になっているかどうかを判断の基準として、学級への復帰を認めることとした。

一方、クラスの生徒に対しては、事件の概要を説明し、クラスの友としてのあり方を話し合わせ、欠けていたもの、やらなければならないことを確認しあった。同時に、いじめた生徒の受入れ態勢づくりを計画的に指導した。

(考察)

いじめの実態が教師にとって見えにくいことが問題になっているが、この事例の場合も、他校からの情報によって、はじめて知るところとなった。日常の指導を通して、早期に発見できなかったことが悔まれる。しかし、発覚後は、指導チームを編成し、指導したことや、学級集団全体の問題として、生徒に仲間意識を持たせたことは、以後の生徒指導の推進を効果的なものとした。

4. 指導上の留意点

(1) 学校としては

- ① いじめの状況、いじめに至るいきさつなど事実関係を正確に知ること。
- ② いじめの背景、原因などをよく把握して適切な指導を行うこと。
- ③ いじめが起こる原因、状況をなくすために全教師が一致して対応を考えること。

(2) いじめられた児童生徒に対しては

- ① 身体面での被害のみでなく、どのような精神面での痛手を受けているかをよく知ること。
- ② 内面的な苦痛や不安に対し、それが解消されるまで、十分支える態勢をとること。
- ③ 人間関係の改善に努め、集団の中で生きる力が持てるように援助を行うこと。

(3) いじめた児童生徒に対しては

- ① いじめの行為について善悪の判断を示し、毅然とした態度で臨むこと。
- ② 児童生徒の心情をよく知り、いじめをなくすためにどうすべきかを考えさせること。
- ③ いじめられた側の気持ちをよく理解させ、相手の立場に立って行動する力をつけること。

(4) 回りの児童生徒に対しては

- ① いじめを黙認、見過ごすことは、いじめを助長することにつながることを理解させること。
- ② 日常の教育活動のなかで、善悪の判断をし、正義を大切にすることを学ばせること。
- ③ 明るく、温かみのある人間関係をつくり、いじめを許さない学級づくりに努めさせること。

(5) 家庭や関係機関に対しては

- ① 親や教師に何でも言える雰囲気づくりに努めてもらうこと。
- ② 学校と家庭の連携を密にし、問題の背景についての理解と再発防止のために努めてもらうこと。
- ③ いじめの内容によっては、家庭の理解のもとに相談機関との連携をとること。

《学校において取り組むべきポイント》

- ① 全教師がいじめの問題の重大性を認識し、実態を的確に把握する。
- ② 学校に児童生徒の悩みを受け入れる場をつくる。
- ③ 学校全体に、「いじめを許さない」という意識を高める。
- ④ 生き生きとした学級、学校づくりを推進する。
- ⑤ 家庭や地域との連帯を強化する。

〈指導態勢〉

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取上げ、教師間の共通理解を図る。
- ・ 日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の育成に努める。
- ・ 児童生徒の生活実態のきめ細かい把握に努める。
- ・ いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、的確に反応する。

〈教育相談〉

- ・ 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の態勢を整備し、機能させる。
- ・ 学校における教育相談について、保護者にも十分理解が得られるようにする。
- ・ 悩みをもつ児童生徒に対してその解消が図られるまで継続的な事後指導を行う。
- ・ 教育相談の内容によっては、県立教育センター等との連携を図る。

〈教育活動〉

- ・ 道徳や学級指導・ホームルームの時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行う。
- ・ 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめとのかかわりで適切な指導助言を行う。
- ・ 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図る。
- ・ 体罰禁止の趣旨を、全教師で確認し、児童生徒との信頼関係を基礎とした指導を行う。

〈家庭・地域との連携〉

- ・ PTAや地域の関係団体等とともにいじめの問題について協議する機会を設け、いじめ根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。
- ・ 家庭に対して、いじめの問題の重要性についての認識を深め、家庭訪問や学級・学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・ いじめの問題解決のため、必要に応じ、県立教育センター、児童相談所、警察署等地域の関係機関と連携協力を行う。

児童・生徒の問題に関する相談機関

電話・面接相談

○広島県立教育センター（面接は火・木曜日）東広島市八本松町飯田

☎ (0824) 28-2631

○教育事務所

広島教育事務所 広島市中区基町10-52

☎ (082) 228-2111

海田教育事務所 安芸郡海田町南昭和町14-19

☎ (082) 823-0011

可部教育事務所 広島市安佐北区可部町中野438-7

☎ (08266) 4-3181

尾道教育事務所 尾道市古浜町26-12

☎ (0848) 25-2011

福山教育事務所 福山市三吉町1-1-1

☎ (0849) 21-1311

三次教育事務所 三次市十日市1130-3

☎ (08246) 2-3746

○児童相談所

広島県中央児童相談所 広島市南区字品東4丁目1-28

☎ (082) 254-0381

〃 福山児童相談所 福山市瀬戸町北54-1

☎ (0849) 51-2340

〃 三次児童相談所 三次市十日市町1130-3

☎ (08246) 3-5181

広島市児童相談所 広島市光町2丁目15-55

☎ (082) 263-0683

○

こころの相談室

福山教育事務所 (0849) 25-3040

三次教育事務所 (08246) 3-3141

ヤングテレホン

県警本部 (082) 228-3993 福山東警察外 (0849) 31-3993

呉警察所 (0823) 22-4444 三次警察所 (08246) 3-3993

性に関する問題行動

平成2年4月 広島県教育委員会

1. 「女子少年の性非行」補導状況

(県警資料から)

(1) 態様、学職、年齢別

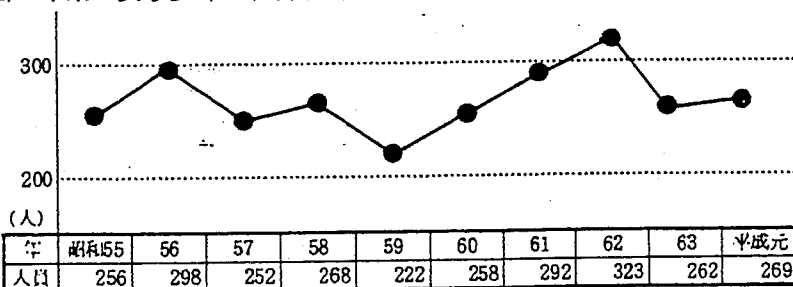
区 分	数	学 職 別						年 齢 別								昭和 63年	増 減	
		小学 生	中学 生	高校 生	大学生等	行 刑 者	無 罪	14歳未満	14歳 未満	15歳 未満	16歳 未満	17歳 未満	18歳 未満	19歳 未満	数		率	
総 数	269		87	77	11	9	85	11	48	49	101	41	10	9	262	7	2.7	
完 了 (完結防止法)	48		2	4			42			3	26	10	4	5	45	3	6.7	
準1 (児童福祉法第34条1-6)	3						3				2			1	5	△2	△40.0	
準行 (刑法第182条)																		
所行 (懲戒法例)	86		45	21	5	1	14	5	33	15	28	5			88	△2	△2.3	
不備な性行為 (くわん送致)	27		8	4		2	13	2	4	4	13	4			27			
上記以外の不備な性行為	105		32	48	6	6	13	4	11	27	32	22	6	3	97	8	8.2	
昭和63年	262	1	68	69	5	20	99	6	39	47	63	64	11	32				
増 減	7	△1	9	8	6	△11	△14	5	9	2	38	△23	△1	△23				
増 減 率	2.7	△100.0	13.2	11.6	120.0	△55.0	△14.1	83.3	23.1	4.3	60.3	△35.9	△9.1	71.9				

・補導数は昭和62年をピークにほぼ横ばい。

・学職別では、61年、中学生が高校生を追い越した。

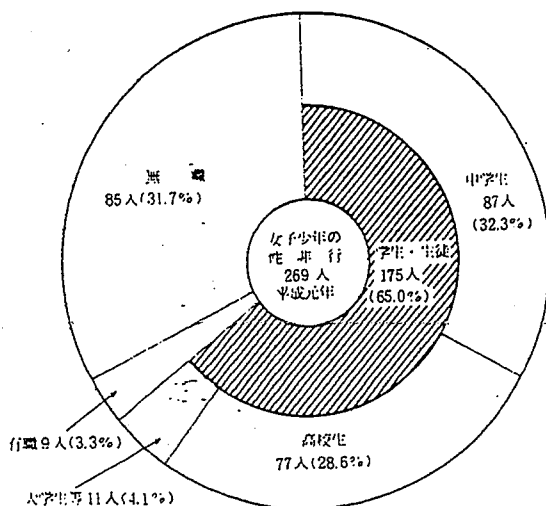
・昭和55年以降、15～17歳に集中している。

(2) 本県の女子少年の性非行年次別推移

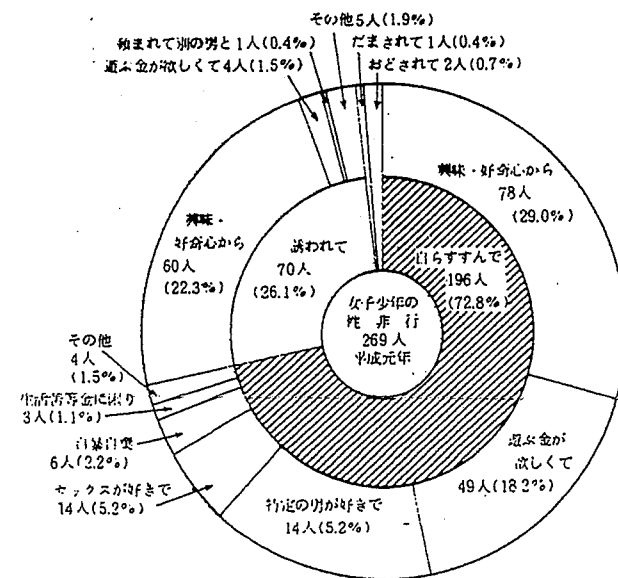


・動機別では、「自ら進んで」「誘われて」という、自分の意志によるものが多い。

(3) 学職別補導数



(4) 動機別補導数



2. 性に関する問題行動の指導にあたって

最近、性に関する問題行動の増加や低年齢化が社会問題となっている。これには、近年、児童生徒の身体的な発達や性的成熟が早まる傾向にあることや性に対する認識に不十分さがあること、社会においては、性に関する価値感が多様化するとともに、性情報の氾濫等の社会風潮が反映していると思われる。

このような状況のなかで、文部省は、性に関して特別な指導を要する行動を3つに分類している。

- ① 生徒の発達段階から考えて、それにふさわしい行動から著しくかけ離れている行動
- ② 一般的な社会的価値基準に適合していない行動
- ③ 児童生徒の成長や発達を阻害する行動

問題行動として発生する形態は多様であるが、性に関する問題行動は、児童生徒の心身の健全な発達を阻害するばかりでなく、場合によっては、いびつな異性観が形成されたり、人間性や徳性をも傷つけたりする等、重大な内容をもっている。

指導の視点としては、現象としての問題行動の防止のみにとどまることなく、性を人格の基本的部分としてとらえること。

また、性に関する正しい知識を与えるとともに、児童生徒が生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもち、望ましい行動をとれるように援助し、人格の完成、豊かな人間形成に資することができるようにすることが大切である。

そのためには、指導にあたって、次のような配慮が必要である。

- ① 児童生徒一人一人の性に関する身体的、心理的な発達の状況に応じた指導を心がける。
- ② 単なる叱責や説得に終わらず、児童生徒一人一人の行動について、その意味を考えさせ、自己洞察が深まるように指導する。
- ③ 思春期の児童生徒の身体的・心理的な理解を基盤として、人間としての生き方に関わる指導となるように努める。
- ④ 児童生徒一人一人の学校や家庭生活における不適応場面の解消に努め、積極的に自己の課題に取り組めるよう指導する。

3. 指導の実際

事例 …S子(中1)

(1) 概要

S子は、中学入学時より、学級になじめず、他学級のO子、T子と急速に接近し、行動をともにするようになった。次第に授業にも興味を示さなくなり、保健室へ行って授業開始に遅れたり、スカート丈が長くなるなど目立つ存在になった。

S子が帰宅を嫌ってO子宅に外泊して以来、相互に外泊を繰り返す、盛り場へも出かけ、欠席がちになったが、S子の保護者は学校へは「病欠欠席」と連絡した。このような状況の時、知りあった青年H男は、優しいうえに話が面白く、S子には新しい世界が開けたようであった。H男は放課後、ほとんど毎日のように車で迎えにくるようになり、やがて外泊を繰り返すようになった。

(2) 背景

S子の家族は両親、兄の4人で、経済的には比較的恵まれている。幼児期より病弱であったため、過保護に育てられた。現在は健康であるが、性格的には自立できておらず、依存的である。

父親は子育てには無関心で、夜勤等で仕事が多忙なこともあり、すれ違うことが多かった。

母親は病気がちであったため、S子の日常行動をあまり気づかうことができず、甘やかし、思いどおりの行動をとらせることが多く、多少の反抗や外泊もあまり問題として意識しなかった。兄とは年齢差があることから会話も少なかった。

(3) 指導経過

S子の問題行動は、過保護的な養育を受けたための、自己の欲求を抑制することのできない自我の未熟さと、一体感のない家庭や学級になじめないさびしさを、グループへの依存やH男との交遊に求めたものと思われる。

そこで、担任は学級内にS子の友達ができるように配慮し、楽しい学級集団づくりを目指し、S子をささえあえる班づくりに努めた。また、遠足や学級行事の際にも活動を通して、S子が自分の存在感をもてるように努めた。

家庭に対しては、外泊の度ごとに家庭訪問して保護者と話し合ったが、父親は不在のことが多く、

在宅の場合も母親まかせであった。母親もS子をかばうあまり、学校の指導に協力的でなかった。

夏休み明けの、かなり長い外泊の後、生徒指導主任と担任とで家庭訪問をした。事前に、父親の在宅を依頼し、S子も同席させた。

自己中心的で、自己統制のできにくいS子には、具体的な性格目標が必要と考え、その際、次の約束をかわした。

- ① 毎日、生活記録をつけ、担任に提出する。
- ② 遅刻をせず、最後の授業まで頑張る。
- ③ できるだけ早く家に帰り家族と食事する。

保護者に対しては、学校との連携がS子の指導にとって欠かせないことを理解してもらうとともに、親子の心の通いあう家庭づくりが必要なことを話した。また、H男の誘いに対しては、保護者として毅然とした態度をとり、S子に応じさせないよう依頼した。

学校としては、生徒指導態勢を見直し、全教師が一体となって生活規律が指導できるよう「生活のチェックポイント」を作成した。

生徒会においても、「校内生活における規律のあり方」をとりあげ、各学級でも討議した。

保護者に対しては、「子育てについて」のPTA研修会を持ち、思春期の生徒の指導について、理解と協力を得た。

(4) 考 察

入学当初、S子は学級になじめなかったが、小学校との連携が不十分で、中学校生活に適應させる指導が円滑に行えず、S子への対応が遅れた。

また、指導にあたって、当初、S子の保護者の協力が得られず、指導が困難であったが、父親がS子の問題性に気づき、父親としての在り方を考えるようになってからは、S子の生活の乱れに一応の歯止めがかかり、指導の効果がみられた。

また、このようなグループによる問題行動は、保護者が協力して子どもに当たることが効果的であるが、S子の指導の場合、当初、保護者相互の協力が得られず、指導が困難であった。

特に、女子の場合、家出や無断外泊が性的な問題行動に結びつくことが多いので、日常におけるきめ細かな指導を通して、生活リズムに変化の見える初期の段階で、学校、家庭の適切な対応と連携が必要である。

4. 指導上の留意点

(1) 児童生徒に対する指導

- ① 児童生徒の心情をくみ、共感的な態度で接し、各人が自らの課題に気づき、主体的に立ち直るように指導し、大人の価値観を押しつけない。
- ② 友人関係のゆがみ、学業不信、家庭事情、悩み等を児童生徒一人一人の固有の問題として受け止め、その行動の背景にある要因をできるだけ詳しくとらえたうえで指導する。
- ③ 性的な被害を受けた児童生徒に対しては、特に、秘密の保持と精神的なショックに配慮し、きめ細かな指導を継続する。
- ④ 全体指導と適切な個別指導を通して、人間としての生き方を基盤とした、正しい性の在り方を指導する。

(2) 学校における指導

- ① 学習意欲の低下、交友の乱れ、不安症状等に注目するとともに、服装、髪型、遅刻、怠学等、日常の生活態度をきめ細かく把握し、問題行動の未然防止と早期発見に努める。
- ② 教師と児童生徒が、互いに心を開き、率直に話し合える人間関係を醸成する。
- ③ ケースによっては、養護教諭を含めたプロジェクトをつくり、機能的に対応する。
- ④ 性に関する問題行動は、他の問題行動とかわりがある場合が多いので、状況に応じた個別指導を考慮する。
- ⑤ 児童生徒一人一人が、存在感、充実感をもって学校生活が送れるよう、特別活動を見直す等、学校生活全体の活性化を図る。
- ⑥ 学校の指導のみでは解決できない場合があることを認識し、関係機関との連携を図る。

(3) 家庭に対する指導

- ① 家庭は問題行動の兆候を早期に発見できる場であるので、日常的な連携を大切にする。
- ② 性に関する指導の意義、内容・方法等について保護者との意志疎通を図り、理解と協力を求める。
- ③ 家庭での人間関係を温かく、会話の多いものにしていくよう助言する。

性に関する問題行動の早期発見のチェックポイント

- 男の人から度々電話がかかってくる。
- よく知らない女の人から電話や呼び出しがある。
- 夕方遅くまで帰宅しない。
- 夜遊びや外泊が多くなる。
- 親が買い与えないものを持っている。
- 話しかけても、背を向けてよそよそしくなる。
- 服装が派手になり、言葉遣いや態度も変わる。
- たばこを吸う。
- 髪の毛を染めたり、マニキュアをしたりする。
- 金遣いが荒くなる。小遣いが多い。
- 特定の喫茶店などへよく出入りする。
- 学習意欲が急激になくなり、成績も下がる。
- 感情や言動が不安定で、秘密が多くなる。
- 理由が明確でない欠席、遅刻、早退、欠課が目立つようになる。
- 特定の異性との交際があり、自動車およびバイクに異常な関心をもっている。

児童・生徒の問題に関する相談期間

電 話 ・ 面 接 相 談	○広島県立教育センター(面接は火・木曜日) 東広島市八本松町飯田	(0824)28-2631
	○教育事務所	
	広島教育事務所 広島市中区基町10-52	(082)228-2111
	海田教育事務所 安芸郡海田町南昭和町14-19	(082)823-0011
	可部教育事務所 広島市安佐北区可部町中野438-7	(08266)4-3181
	尾道教育事務所 尾道市古浜町26-12	(0848)25-2011
	福山教育事務所 福山市三吉町1-1-1	(0849)21-1311
	三次教育事務所 三次市十日市0-3	(08246)2-3746
	○児童相談所	
	広島県中央児童相談所 広島市南区宇品東4丁目1-28	(082)254-0381
	〃 福山児童相談所 福山市瀬戸町山北54-1	(0849)51-2340
	〃 三次児童相談所 三次市十日市町1130-55	(08246)3-5181
	広島市児童相談所 広島市東区光町2丁目15-55	(082)263-0683
	○	

こころの相談室

福山教育事務所(0849)25-3040
三次教育事務所(08246)3-3141

ヤングテレホン

県警本部(082) 228-3993 福山東警察署(0849) 31-3993
呉警察署(0823) 22-4444 三次警察署(08246) 3-3993

■ 暴力行為 ■

平成2年4月 広島県教育委員会

1 暴力行為の実態

(1) 少年による粗暴犯の罪種別・年次別状況

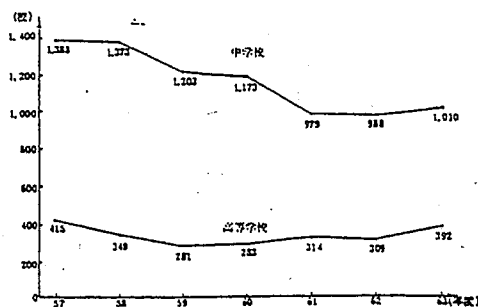
	S54年	55	56	57	58	59	60	61	62	63
総 数	233	371	460	678	642	654	768	786	744	668
暴 行	57	142	182	214	142	132	186	171	168	166
傷 害	117	124	175	279	289	291	338	364	319	239
脅 迫	4	3	3	14	21	1	0	1	5	40
恐 喝	55	102	100	171	190	230	244	250	252	223

(2) 少年による粗暴犯の学職別・年次別状況

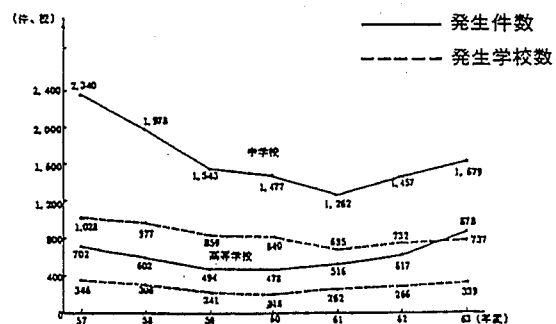
	S54年	55	56	57	58	59	60	61	62	63
総 数	233	371	460	678	642	654	768	786	744	668
小 生	0	4	5	5	0	4	2	5	2	3
中 生	78	132	220	382	356	378	412	434	411	301
高 生	70	96	114	139	119	95	154	122	149	176
そ の 他	85	139	121	152	167	177	200	225	182	188

(県警資料)

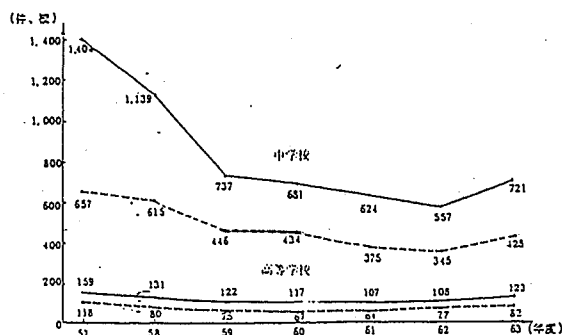
(3) 校内暴力の発生学校数



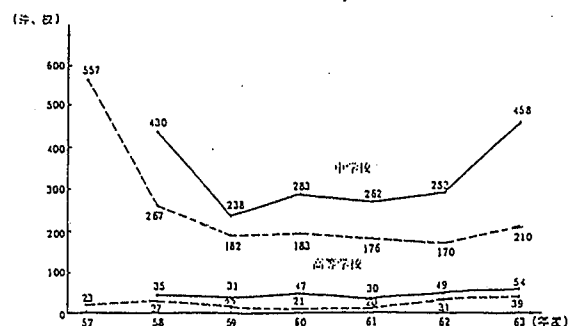
(4) 生徒間暴力の発生状況



(5) 対教師暴力の発生状況



(6) 器物損壊の発生状況



(文部省資料)

2 暴力行為の要因と背景

(1) 社会の背景・要因

- ・ 物質中心的傾向や価値観の多様化などにより、社会規範に対する意識が低下している。
- ・ テレビやマンガ等の影響を受け、「暴力を許さない」意識が弱まっている。
- ・ 都市化や過疎化がすすみ、生活体験や感動体験が少なくなり、連帯意識が希薄になっている。
- ・ 学歴偏重の風潮の中で、学業成績中心の人間評価が強まっている。

(2) 家庭、社会の背景・要因

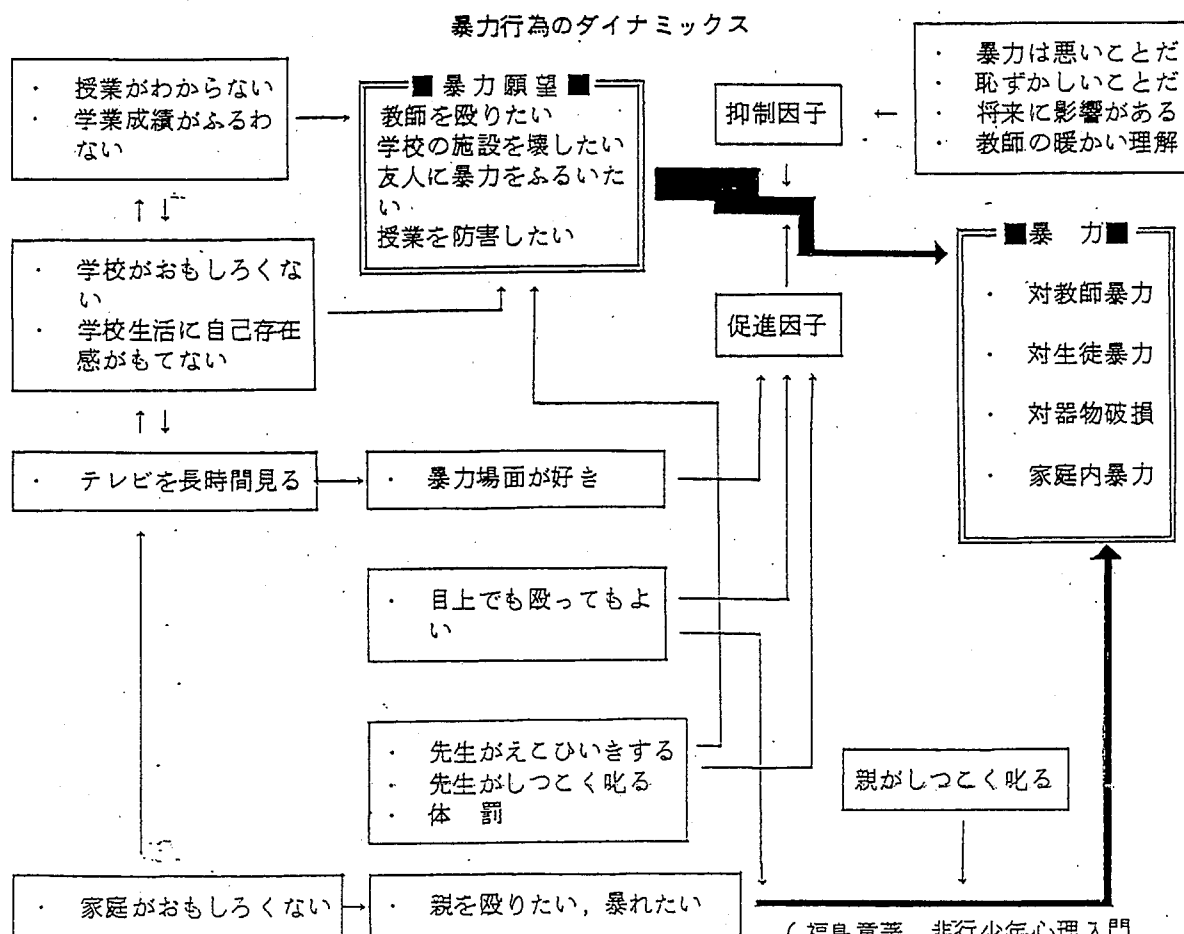
- ・ 地域社会の教育力の低下、核家族化やテレビ等のマスコミの発達により、日常生活の画一化や人間関係の単純化が進んでいる。
- ・ 過保護・過干渉・放任・溺愛等の家庭での教育態度が原因で、忍耐力や自制心等が

十分に育っていない。

- ・ 家庭の教育力が低下し、社会生活を送るための基本的なしつけができていない。

(3) 学校の背景・要因

- ・ 学業の苦手な者は劣等感を抱き、学校生活に充実感が持てない。
- ・ 「行きたい学校」より「行ける学校」に進学する者が増え、学習意欲や目的意識のない者、学習についていけない者が増えている。
- ・ 教師と児童生徒のふれあいの機会が少なく、尊敬と信頼の人間関係が育っていない。
- ・ 教職員の生徒指導に対する共通理解が不十分で、生徒指導態勢が乱れ、学校生活や社会生活のきまりを守る指導が不十分である。
- ・ 児童生徒間の仲間意識が希薄で、集団として機能していない。



■対教師暴力にかかわった生徒の訴え■

- ・ 授業がわからない。
- ・ 学校生活で自己存在感がもてない。
- ・ 学業成績がふるわない。
- ・ 教師の注意の仕方が気にいらない。
- ・ 規則が厳しすぎる。
- ・ 自分の話を聞いてくれない。
- ・ どうせ自分達は悪く見られている。
- ・ もっと毅然として指導をしてほしい。
- ・ 教師に反抗したり、人を殴ったりすることで、まわりから認められたい。

3. 指導の視点

(1) 基本方針

- ・ 暴力行為に対する毅然とした指導について共通理解を図り、生徒指導態勢を確立する。
- ・ 学校生活や家庭生活における暴力行為の要因を分析し、総合的な視点から、具体的な指導の道筋や方法を明確にする。
- ・ 加害児童生徒が暴力行為に及んだ経緯とそこに内在する心情や心理を把握した上で、反省を促す指導を徹底する。
- ・ 被害児童生徒に対し、その心情や心理を受け止め、学校や教師への信頼を高め、学校生活への適応を図る指導を徹底する。

(2) 機能的な生徒指導態勢の確立

- ・ 問題行動に即応できる学校の生徒指導態勢の確立を図るとともに、関係機関等との連携を強化する。
- ・ 生活規律や授業規律の確立に向けて、教職員の共通理解を図り、共通行動の確立に努める。

(3) 児童生徒理解の推進

- ・ 児童生徒の悩みを受け入れる場をつくる。
- ・ すべての教育場面で、組織的・計画的に児童生徒理解を図る。

(4) 長期的な展望に立った生徒指導推進態勢の確立

- ・ 生徒指導の目標、指導計画を作成し、教職員の共通理解を得る。
- ・ 個に応じたわかる授業の工夫・改善を図るとともに、学習意欲や学習習慣を育てる。
- ・ 学級・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動の充実や学校行事、体験的活動の工夫により、学校生活に対する意欲の向上や連帯と規律ある集団の育成を図る。
- ・ 教育相談活動の充実を図り、児童生徒に対する共感的な理解を深め、児童生徒の自己実現への指導・援助をする。
- ・ 小・中・高連携を推進し、的確な情報交換を図るとともに、授業等の教育活動の相互参観等を通して、小・中・高一貫した指導態勢を確立する。
- ・ 家庭やPTAとの連携を図り、学校の教育方針や生徒の状況についての理解を深め、協力して問題解決に当たる態勢をつくる。
- ・ 地域社会や関係諸機関・諸団体との連携を図り、地域ぐるみの生徒指導態勢の確立を図る。

4. 指導の実際

<事例A>一教師に対する暴力行為一

(1) 概要

5月の午後、Hの授業態度が悪く、「やる気がないなら、せめて静かにしろ」とO教諭が注意する。Hがカッとして教室から出て行こうとしたので、O教諭がそれをとめようとしてHの腕をつかんだところ、O教諭の腹部を数回殴る。事件当日の朝、Hは勉強について母親と口論になり、イライラしていた。

(2) 背景

- ・ 本人の状況
学校やクラスでは、あまり目立たない存在であるが、感情の起伏が激しい面がある。大

進学を希望していたが、成績が落ちたことで学習意欲を失い、遅刻・欠席が多くなってきた。

・ 家庭の状況

家族は両親と姉、本人の4人家族である。両親とも勤めており、特に父親は1年の半分は家を空けざるを得ない状態で、家庭教育は母親まかせである。母親は教育に熱心であるが、しつけ等の面では甘いところもある。本人は自分の部屋でテレビ・ステレオ・漫画等を深夜まで見ていることが多い。

・ 友人関係

自分の気持を教師やクラスの仲間に表現することが苦手で、友人も多くない。運動部に入部しているが、あまり練習に出ず、帰宅することが多い。

(3) 指導の経過

① 学校の指導態勢の確立

校内研修会で「暴力は許さない」という毅然とした指導方針を確認し、Hの暴力行為の背景について総合的に分析し、今後の指導についての共通理解を図る。

また、生徒指導についての校内研修会を継続的に持ち、教職員の指導力の向上を図る。

② 本人への指導

Hに対して、暴力行為や生活態度についての反省を促す。

また、H R担任や教科担任の家庭訪問指導や事後指導を通して、学習のつまづきや進路の悩みについて個別指導を行う。

③ 生徒への指導

Hを変えるH R集団づくりや部活動へ定着させるための指導を行うとともに、全校生徒集会において、校長や生徒指導担当者が「暴力を許さない」指導を行う。

④ 家庭や関係機関等との連携

家庭訪問指導を通して、規律ある生活態度の育成や家族の対話の場づくりを行うように働きかける。

中学校との連携を図り、情報交換を緊密に行い、問題行動の未然防止と学校への早期適

応を図る。また、授業の相互参観等を通して、わかる授業の工夫や指導力の向上に努める。

＜事例B＞一問題行動の多い学校における生徒指導態勢の確立ー

(1) 概要

対教師暴力、器物破損、生徒間暴力など、いろいろな問題行動が頻発し、保護者や地域から「何とかしよう」という声が出ていた。

(2) 生徒指導態勢の実態

- ① 同じ行為に対して、注意する教師と注意しない教師がいる。
- ② 個々の生徒との人間関係のみを重視して、担任まかせになり、担任が問題を抱えこみ過ぎて、指導ができない。
- ③ クラスや学年で指導のアンバランスが生じる。
- ④ 新任者や経験の少ない者が多く、生徒や保護者に対して、自信を持って指導ができない。

(3) 指導の基本方針

- ① どの教師にもできて、長続きのする取り組みをする。
- ② 学校だけで抱えこまず、地域や保護者とともに取り組む。
- ③ 学校の将来を見通した「教育改善計画」を立案し、着実に実行する。

(4) 教職員と保護者の共通理解と共通行動の確立

① 「朝のあいさつ運動」の実施

教職員とPTAが「朝のあいさつ運動」を始める。

校門での「あいさつ運動」だけでなく、校内や授業の最初と最後に教師から積極的に声をかける。

この運動を契機として、生徒指導態勢がある程度整い、学校としての機能が回復し始める。

② 問題行動を見逃さない指導態勢の確立

担任だけでなく、学年会・生徒指導係・教

科担任も共に指導にあたり、常に複数で対応する。

学校としての注意や家庭反省の申し渡し・解除は校長が行う。

③ 会議の決定や指導方針は守り切る。

欠席、遅刻、早退や欠課は確実にチェックすると同時に保護者と緊密に連携する。

出席時間数の不足に対する指導措置について、生徒と保護者に繰返し徹底をはかり、指導方針に沿って指導する。

④ 通学路の清掃

毎週1回通学路の清掃を実施し、地域社会との交流を図る。教師の取組みから生徒会執行部、各クラス美化委員、全生徒へと輪を拡大していく。

⑤ 授業規律の確立

全教師が毎時間の生徒の「授業記録」をメモし、担任に提出する。担任はそれをもとに保護者と緊密に連携して生徒の指導をする。

⑥ 服装指導の徹底

あらゆる機会をとらえ、保護者・生徒に協力・自覚を訴えるとともに、文書により家庭に連絡する。

また、臨時のPTA総会や保護者会を持ち、理解と協力を求める。趣旨を徹底した後に、定期的に服装指導を実施する。

⑦ その他

基礎学力の向上を図るため、毎日、放課後15分間の補充学習を行う。

体育祭・文化祭等の学校行事や生徒会行事へ保護者が積極的に参加する。

＜事例C＞一女子生徒の暴力行為一

(1) 概要

11月、校舎内の女子トイレに、転校してきた2年生女子生徒Iを連れ込み、2年生と3年生の女子生徒7人が3時間近くにわたって平手打ち、水をかける、蹴る等の集団暴行を加え、Iに傷害を与える。

加害生徒は反省が薄く、学校の指導に対して反抗的な態度である。Iの男子との交友や服装

が派手なことに対する反感が動機と見られる。

(2) 背景

・ 加害生徒の状況

加害生徒7人のうちの4人は、以前に喫煙等の問題行動に対して指導をしたが、十分に指導の成果が上がっていない。学業成績が振るわず、学習意欲がない。また、自分の部屋でテレビをみたり、友人宅で過ごすことが多く遅刻・欠席等が多い。

・ 加害生徒の家庭の状況

2人は家庭のしつけが比較的厳しいが、他の生徒は、放任されがちである。

・ 加害生徒の友人関係

7人の仲間意識が強く、他の生徒との親しい交友関係がない。校外でのつながりが強い。

・ 被害生徒の状況

被害者Iは服装や行動が派手で、交友関係も広い。

学校の指導に対して、家庭の協力が十分に得られていない。

(3) 指導の経過

① 学校の指導態勢の確立

暴力行為の背景として、派手な服装や男女交際、閉鎖的な女子の集団、生活態度や学習態度の乱れ等がある。生徒指導の研修会を持ち、生活規律や学習規律の確立、共感的な人間関係の育成、PTA・家庭・関係機関等との連携について共通理解をはかる。

② 加害生徒に対する指導

加害生徒7人に対して、暴力行為に至る経過とその原因や責任について反省させるとともに、警察等の関係機関との連携を図る。

③ 被害生徒に対する指導

担任、生徒指導係を中心に、家庭との連携を図る。

また、クラスの生徒に対する取り組みを進め、Iの心情を受け止める態勢をつくるとともに、I自身の生活態度や授業態度について反省を深める。

④ 生徒に対する指導

「暴力を許さない」という視点に立って、各ホームルームで討議し、学校や家庭における生活態度や学習態度を生徒に見直させる。

特に、生活規律や学習規律を確立するため、欠席・遅刻・早退や服装指導について保護者と緊密な連携を図るとともに、学校の指導を徹底する。

⑤ 家庭及び関係機関・団体との連携

- ・ 家庭訪問や個人面接を通して、生徒理解を図るとともに、生徒や保護者と学校生活や家庭生活について話し合う。
- ・ 授業参観や学校行事・生徒会行事へのPTAの参加を促し、PTA活動を活性化し、学校や生徒への関心を高める。
- ・ 民生委員や社会福祉協議会等と連携しながら、家庭に対する指導・援助をする。

しかも全教職員が一致して指導に当たる。

- ・ 「わかる授業の創造」や学校行事の充実・生徒会活動の活性化等を図り、児童生徒が生き生きとするような学校生活の創造に努める。

(3) 指導態勢

- ・ 生徒指導態勢を総点検し、具体的な指導計画や指導方法などを明確にするとともに、全教職員の共通理解を図る。
- ・ 児童会・生徒会活動や学級・ホームルーム活動を通して、児童生徒自身の「暴力は許さない」という認識を高める。
- ・ 保護者との連携を密にするとともに、PTAとの協力態勢を整備する。
- ・ 関係小・中・高等学校、校外指導連盟、青少年補導センター、児童相談所、警察等の関係機関・団体等との連携を密にし、指導態勢の充実を図る。

5. 指導上の留意点

○ 未然防止の在り方

(1) 早期発見

- ・ 遅刻、早退、欠課や怠学、服装の乱れ等の生活態度の乱れが目立つ。
- ・ 教科書やノートを学校に持ってこない、教師に対して反抗的な態度や暴言をはく、授業中に教室の中を立ち歩いたり無断で出入りすることなどが多くなる。
- ・ 喫煙、飲酒、シンナーの吸引、無断外泊等の問題行動や生活態度の乱れが目につく。
- ・ 問題行動を持つ児童生徒が集団化する。また問題行動を持つ他校の児童生徒等との集団ができる。

(2) 未然防止

- ・ 学級・ホームルーム担任・教科担任・生徒指導係などの教職員が学校での指導や家庭訪問などを計画的・継続的・組織的に行い、問題行動、生活態度の乱れの原因の把握を行う。
- ・ すべての教職員が児童生徒理解を図り、生徒との信頼関係を深めるように努めるとともに、悪いことは悪いとした毅然とした態度で、

○ 発生時の対応と指導の在り方

(1) 当面の事態収拾

- ・ 周囲の児童生徒の安全を確保するとともに、動揺しないように指導する。
- ・ 教職員は冷静な態度で、当該児童生徒の言い分を聞いて、落ち着かせるように指導するとともに他の教職員と連携・協力して事態の収拾を図る。
- ・ 場合によっては、保護者やPTAの協力を得て、事態の収拾を図る。
- ・ 校長は、児童生徒や教職員の生命や身体に危害がおよんだり、校内の秩序が極度に乱れる恐れがある場合、また教職員の対応では事態の収拾が不可能と考えられるときは、関係教育委員会と協議するなどして、教育的配慮のもとに、事態を慎重に判断し、警察と連携を図る。

(2) 当面の指導

- ・ 関係教職員で、的確に事実の確認を行い、生徒指導委員会、学年会、職員会議等で、問題の分析に基づき、当該児童生徒及び他の児

児童生徒に対する指導についての基本方針を明確にする。

- ・ 学校長は当該教育委員会に報告する。
- ・ 当該児童生徒に対して、適切な指導を講じるとともに、保護者との十分な連携を図り、協力を得る。
- ・ 当該学級・ホームルームの児童生徒及び全校児童生徒についての指導を適切に行う。
- ・ 必要に応じて、PTAと協議し、その協力を得る。

(3) 指導の留意点

- ・ 問題行動の事実を確認する場合は、冷静・公正に対処する。児童生徒に対する心理的影響を考慮し、慎重な態度が必要である。
- ・ 指導に当たっては、当該児童生徒の心情及び、平素の行動、家庭の事情等の背景や本人の将来に対する影響等の諸般の要素を考慮する。
- ・ 当該児童生徒及びその保護者への指導に当たっては、当該児童生徒に反省を促す指導過程に留意して、理解と協力を得るように努める。

○ 再発防止の指導の在り方

- ・ 学級・ホームルーム担任、教科担任、生徒指導担当者や保護者相互の連携を図り、当該児童生徒に対して、将来に展望を持たせるように進路指導や学業指導を行う。
- ・ 学級・ホームルーム活動を充実させ、当該児童生徒を支える態勢をつくる。
- ・ 暴力問題から得たさまざまな問題点を整理して、学校としての課題を明確にする。
- ・ 校内研修を充実し、児童生徒理解の深化を図る。
- ・ PTA、関係学校、学対協、地域の関係機関・諸団体等との連携を図り、地域ぐるみの生徒指導を推進する。
- ・ 暴力事件の指導過程や課題を整理し、当該教育委員会に報告する。



ある教師の感想

学校における生徒指導は、多くの場合、問題行動の未然防止や問題行動に対する事後指導の段階に留まっているのではなかろうか。

学校において、教職員の意識統一がなければ、多くの先生が「見て見ぬふり」をするようになり、「やる気」の先生も意欲を失い、問題行動がますます多発し、悪循環になる。

教職員の意識統一がなされていれば、校長や生徒指導担当の先生、学級担任の先生を中心にして、学校としての生徒指導態勢が確立され、問題行動は一応沈静化する。

生徒指導の意義は、教職員の意識統一を図り、学校としての生徒指導態勢を確立することに留まらず、積極的にすべての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校のすべての活動が、生徒一人一人にとって自己実現を援助し、自己存在感を与えるようになることを目指すところにある。

従って、個々の生徒の能力・適性・興味・関心など、実態把握を十分に行うとともに、生徒一人一人の課題を明確にして取り組むことが必要である。

また、学校としての生徒指導の基本方針を確立し、学校教育の充実と活性化を図り、日常の教育活動の中で継続的に実践し、生徒の進路保障を行うことが大切である。

しかし、多くの場合、生徒理解に基づく生徒指導とか積極的な生徒指導とかの言葉だけに終わっていないだろうか。個々の生徒の長所や能力をいかに伸ばすか。生徒の課題をいかに克服するか。また、生徒や保護者の願いをいかに実現するかを常に念頭において教育活動が行われているだろうか。

生徒に自分自身の進路の実現に向け、困難にめげず、やり通す意志やそのための能力・体力や生活態度等を身につけさせるため、「生徒を鍛える教育活動」を実践しているかどうかを反省する日々である。

児童生徒の問題に関する相談機関

電
話
・
面
接
相
談

- 広島県立教育センター（面接は火・木曜日）東広島市八本松町飯田 ☎(0824)28-2631
- 教育事務所
 - 広島教育事務所 広島市中区基町10-52 ☎(082)228-2111
 - 海田教育事務所 安芸区海田町南昭和町14-19 ☎(082)823-0011
 - 可部教育事務所 広島市安佐北区可部町中野 438-7 ☎(08266)4-3181
 - 尾道教育事務所 尾道市古浜町26-12 ☎(0848)25-2011
 - 福山教育事務所 福山市三吉町 1-1-1 ☎(0849)21-1311
 - 三次教育事務所 三次市十日市 1130-3 ☎(08246)2-3746
- 児童相談所
 - 広島県中央児童相談所 広島市南区宇品東四丁目 1-28 ☎(082)254-0381
 - 〃 福山児童相談所 福山市瀬戸町山北54-1 ☎(0849)51-2340
 - 〃 三次児童相談所 三次市十日市町 1130-3 ☎(08246)3-5181
 - 広島市児童相談所 広島市東区光町 2丁目15-55 ☎(082)263-0683

- ところの相談室
 - 福山教育事務所 (0849)25-3040
 - 三次教育事務所 (08246)3-3141

- ヤングテレホン
 - 県警本部 (082)228-3993 福山東警察署 (0849)31-3993
 - 呉警察署 (0823)22-4444 三次警察署 (08246)3-3993

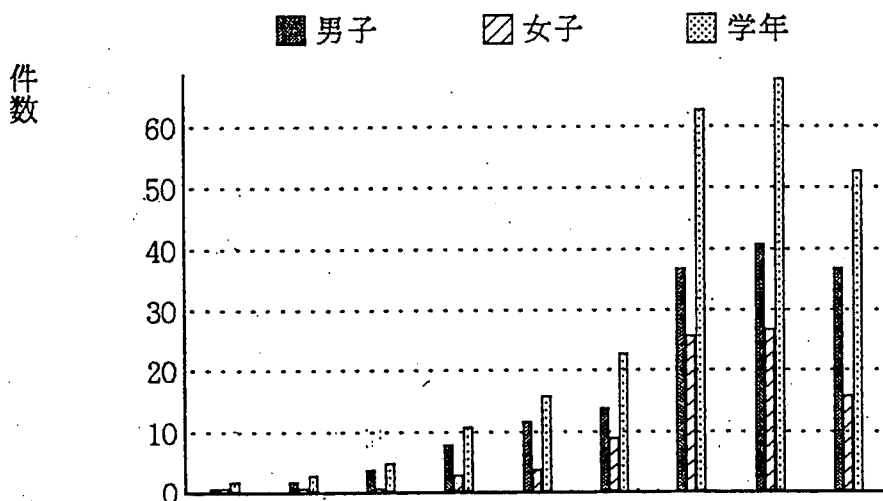
いじめ

広島県教育委員会

1 「いじめ」の指導状況（平成4年度文部省調査から）

(1) 本県における「いじめ」の件数・態様

小学校・中学校（平成3年度）

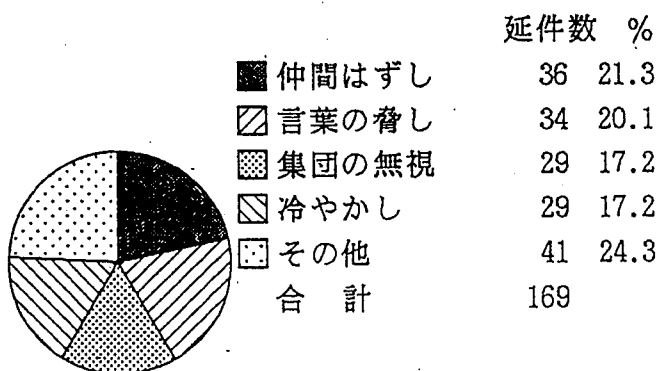


【表記項目の略記】

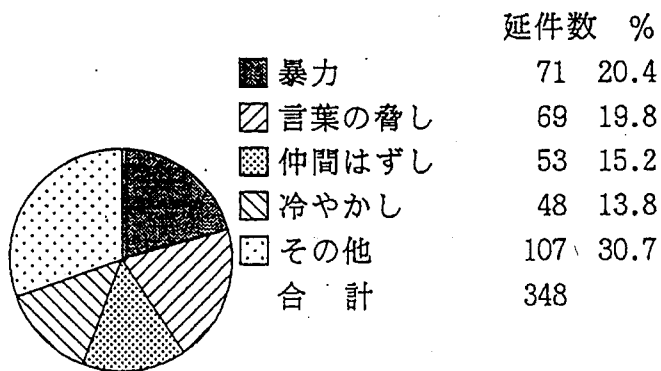
言葉の脅し……言葉での脅し
 集団の無視……集団による無視
 冷やかす……冷やかす・からかい
 暴力……暴力を振う

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
男子	1	2	4	8	12	14	37	41	37
女子	1	1	1	3	4	9	26	27	16
学年	2	3	5	11	16	23	63	68	53

態様＜小学校＞



態様＜中学校＞



※ 参考－全国

- 1 校当たり発生件数 ()内は、広島県
 小学校0.3件(0.1), 中学校1.1件(0.7), 高等学校0.6件(0.8)
- 校種別多発学年
 小学校 6(27.0%)年, 中学校 1年(39.6%), 高等学校 1年(61.8%)

2. 「いじめ」の特徴と指導の視点

いじめは減少しているが、今日のいじめは、その特徴として、いじめ方が非常に陰湿で、内容が残酷なものになっている。度重なるいじめのために不登校や自殺に至るなど深刻な事態もみられ、看過してはならない。

すなわち、強い者が弱い者をいじめるというケースばかりでなく、いじめられた体験をもつ者が、より弱い者をいじめるというケースもみられ、しかも、日常化、長期化している場合もある。

また、集団いじめの傾向が見られ、不特定多数の集団が個人や少数をいじめるケースが多く、単に「いじめられる側」と「いじめる側」のみの問題でなく、それをとりまく集団状況の中で発生している。

いじめの対象は、おとなしい子ばかりでなく、集団のもつ雰囲気と合わない子どもである傾向もみられる。

このような特徴をもついじめの指導の視点として、次の2点をあげることができる。

- ① 「いじめ」は人権の侵害であり、人権の否定に直結する問題であること。
- ② 児童生徒の発達段階における自我の発達が未熟で、真の社会性がはぐくまれていないことに起因していること。

特に、思春期の児童生徒は、心理的に不安定な時期にあたり、発達上のつまずきが集中的に表れる時期でもあることの理解と配慮が必要である。

指導に当たっては、発達段階に応じて集団活動を工夫し、望ましい人間関係を育てることを通して、「思いやり」、「自他の尊重」の心情と態度を培う必要がある。

いじめの原因、背景は根が深く、学校、家庭、社会が一体となった取り組みが重要である。

学校としては、いろいろな面からいじめにつながる状況をチェックし、いじめの根絶に向けて取り組むべきである。

3. 指導の実際

事例 一 金銭強要を伴ういじめ

(1) 概要

Aは高校入学以来、同じクラスのBを中心とするいわゆる「ツッパリ」グループに使い走りさせられたり、金銭を繰り返し強要されたりし、応じない場合は、「ツッパリ」グループからはずされたり、暴力を加えられたりしていた。

Aは仕返しに対する恐怖心と自分に対するプライドから家族や教師にも訴えることができなかったが、お金を工面するために、他校の生徒を脅迫したことから、学校の知るところとなり、一連のいじめと金銭強要が発覚した。

Aは小学校時代からよくいじめられていた。中学校に入って、「ツッパリ」グループとして、教師に反抗したり問題行動を起こしていた。高校へは、本人の積極的な希望からではなく、家族のたつての願いで進学した。

BはAとは出身中学校はちがうが、近隣の中学生の間では名の通った「ツッパリ」で、いつも数人の仲間を引きつれていた。

Aは入学当初、Bと張り合っていたが、間もなく、Bのグループに入った。仲間内では、立場が弱く、いじめの対象となっていた。

(2) 実態の把握

他校の生徒指導担当者からの情報にもとづいて、Aから状況を聞いたところ、恐喝の事実を認めたが、動機や金の使いみちについては要領を得なかった。それは、仲間を「チクッタ」(告げ口) ことで報復されることと家族に知れることを心配していたからである。

そこで、報復に対しては、万全の防止策をとることと、家族には、時期をみて話すことを納得させ、話を聞き出した。その中で、Aに対するいじめと金銭強要の全貌が一層明らかになった。

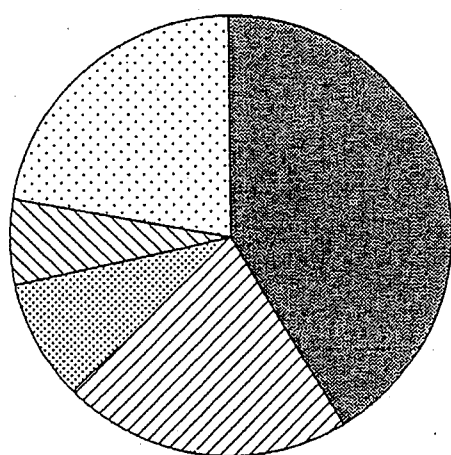
Aの話をうけて、緊急に生徒指導担当者と担任及び学年主任をメンバーに、教頭を中心とした指導チームがつくられ、Bを中心とする「ツッパリ」グループに対する状況把握に取りかかったが、状況把握は困難をきわめた。

喫煙

広島県教育委員会

I 「喫煙」の実態 (県警資料から)

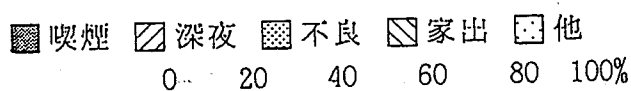
1 平成4年度喫煙の占める割合 (不良行為による補導人員 4,196人)



	人	%
喫煙	1739	41.4
深夜徘徊	885	21.1
不良交友	380	9.1
家出	271	6.5
その他	921	21.9
合計	4196	

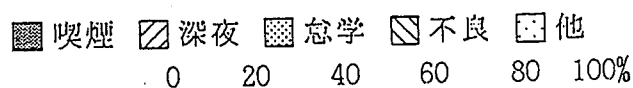
2 喫煙の占める割合の年次別推移 (中・高校生別)

(1) 中学生



	2年度	3年度	4年度
喫煙	424	322	310
深夜徘徊	326	179	169
不良交友	217	204	172
家出	205	117	112
他	411	294	217

(2) 高校生



	2年度	3年度	4年度
喫煙	1098	1100	934
深夜徘徊	456	389	349
怠学	219	152	156
不良交友	144	122	119
他	444	401	376

3 喫煙の状況

- ① 問題行動の総数は減少しているが、問題行動の中で喫煙の占める割合は年々増加している。
- ② 喫煙は、他の問題行動のきっかけになりやすく、深夜徘徊、不良交友等の問題行動と結びつくケースが多い。
- ③ 喫煙を悪いことと意識していない生徒が増加している。
- ④ 保護者の喫煙に対する認識が甘く、喫煙に対するきちんとした指導ができないまま黙認している家庭が多い。

Ⅱ 指導上の留意点

- 1 学校の生徒指導の重点目標に喫煙防止を位置付け、校長や生徒指導係を中心に、全教職員が一致して取り組む生徒指導態勢をつくる。
- 2 校内研修を実施するなど、喫煙防止の指導に対する全教職員の共通理解を深めるとともに、校内巡視や清掃の徹底など、指導を焦点化し、継続的な取り組みを進める。
- 3 トイレや校舎の裏など、たばこの吸い殻の散乱しやすい場所の巡視や清掃を徹底するなど、喫煙しやすい場所をなくす。
- 4 児童生徒の生活の実態を的確に把握し、喫煙等の問題行動の早期発見、早期指導に努めるとともに、悩みや相談に応じるための相談態勢の充実を図る。
- 5 喫煙防止の具体的な指導に当たっては、喫煙の違法性はもとより、タバコの有害性について、図書、視聴覚教材、実験などを活用し、児童生徒に納得のいく指導を行う。
- 6 喫煙した児童生徒に対する指導が単なる処罰に終わることなく、児童生徒の背景・要因を分析するとともに、学校生活に目的と生きがいをもたせるなど、個々の児童生徒の実態に応じた指導を行う。
- 7 学級・ホームルーム活動のみでなく、学校行事や児童・生徒会活動等で喫煙問題を取り上げるなど、児童生徒の喫煙防止に係る自主的な活動を進める。
- 8 学校通信の発行や地域懇談会の開催などをとおして、喫煙防止に関する学校の指導方針の周知徹底を図り、保護者の理解と協力を得る。
- 9 関係小・中・高等学校、地元行政機関、青少年育成市町村民会議など地域の関係機関が密接に連携し、喫煙防止の啓発活動や未然防止の活動を地域ぐるみで行う。

いじめ

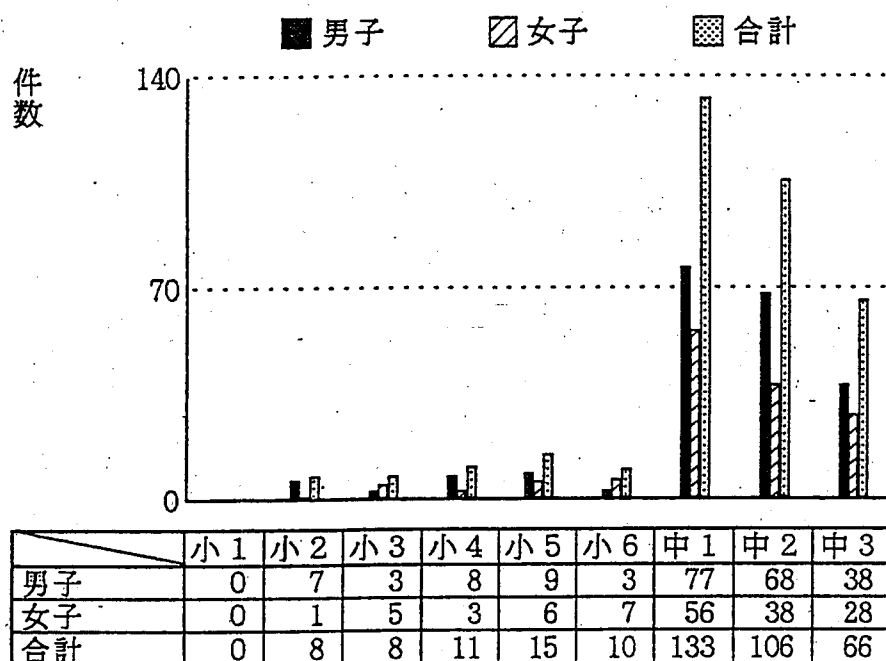
No. 10

広島県教育委員会

1 「いじめ」の指導状況

(1) 本県における「いじめ」の件数・態様

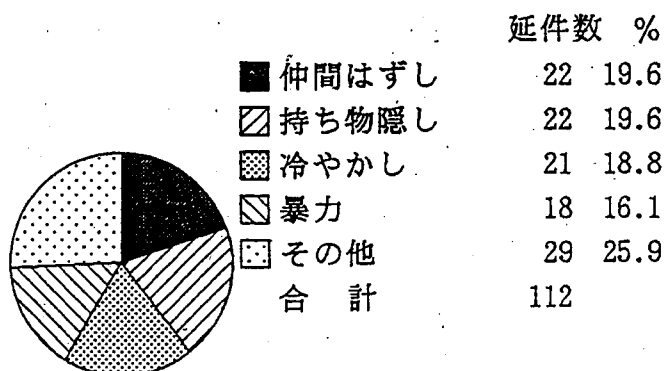
小学校・中学校（平成4年度）



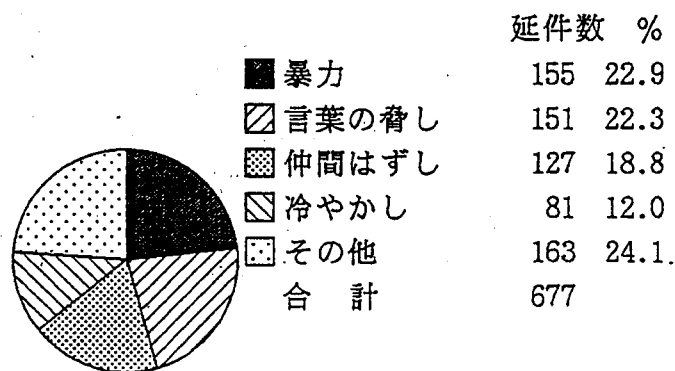
【表記項目の略記】

言葉の脅し……言葉での脅し
 集団の無視……集団による無視
 冷やか……冷やか・からかい
 暴力……暴力を振う

態様＜小学校＞



態様＜中学校＞



※ 参考－全国

- ・ 1校当たり発生件数 ()内は、広島県
 小学校0.3件(0.1), 中学校1.3件(1.2)
- ・ 校種別多発学年
 小学校 6年(26.6%), 中学校 1年(41.1%)

学校において取り組むべきポイント

- 1 全ての教師が、いじめの問題の重大性を認識し、学校全体として一致協力して取り組み、教師は、児童生徒の生活実態のきめ細かい把握や問題の早期発見等に努めること。
- 2 全ての教師が生徒理解の徹底を図ることにより、児童生徒が教師にいつでも相談することのできる雰囲気をつくり、特に、学校内に深刻ないじめを受けた児童生徒が率直に悩みを打ち明けることのできる教育相談の場を用意すること。
- 3 学校教育活動全体をとおして、学校全体の雰囲気を思いやりや助け合いの精神で満たし、「いじめを許さない」という意識をゆきわたらせること。
- 4 一人一人の児童生徒が存在感、充実感を持って学校生活を送ることができるよう学級や学校生活全体の活性化を図り、生き生きとした学級、学校をつくること。
- 5 家庭や地域との連携を強化すること。

<指導態勢>

- 児童生徒の生活実態のきめ細かい把握に努める。
- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について校内研修等で取り上げ、教師間の共通理解を図る。
- 日常の教育活動をとおして、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の育成に努める。
- いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、的確に対応する。

<教育相談>

- 校内に児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような教育相談体制を整備し、機能させる。
- 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制にする。
- 教育相談では、悩みを持つ児童生徒に対してその解消が図られるまで継続的な事後指導を行う。
- 教育相談の実施に当っては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携を図る。

<教育活動>

- 学校全体として、全ての教師がそれぞれの指導場面に応じていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行う。
- 道徳、ホームルーム、学級活動の時間等にいじめに関する問題を取り上げ、指導を行う。
- 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図る。
- 体罰禁止の趣旨を全教師で確認し、児童生徒との信頼関係を基礎とした指導を行う。

<家庭・地域との連携>

- P T Aや地域の関係団体とともにいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。
- 家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などをとおして、家庭との緊密な連携協力を図る。
- いじめの問題解決のため、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等地域の関係機関と連携協力を行う。